

衆議院

税制改革に関する特別委員会議録 第六号

平成六年十一月一日(火曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 石原 伸見君

理事 中馬 弘毅君

理事 加藤 六月君

理事 二見 伸明君

理事 甘利 明君

理事 岸田 文雄君

理事 近藤 鉄雄君

理事 谷 洋一君

理事 野田 実君

理事 藤井 孝男君

理事 堀之内 久男君

理事 安倍 基雄君

理事 今井 宏君

理事 太田 誠一君

理事 北橋 健治君

理事 左藤 恵君

理事 谷口 隆義君

理事 村井 仁君

理事 山本 幸三君

理事 伊東 秀子君

理事 遠藤 登君

理事 永井 哲男君

理事 五十嵐 幸三君

理事 佐々木 陸海君

出席國務大臣

大藏大臣 武村 正義君

通商産業大臣 橋本 龍太郎君

労働大臣 浜本 万三君

自治大臣 野中 広務君

国家公安委員長 野中 広務君

委員長 野中 広務君

出席政府委員

内閣総理大臣 五十嵐 三三君

内閣官房長官 山口 鶴男君

総務大臣 高村 正彦君

経済企画庁長官 田中 眞紀子君

科学技術庁長官 石和田 洋君

警察庁長官 中田 恒夫君

警視庁長官 河野 昭君

総務庁長官 吉川 淳君

経済企画庁調整局長 谷 弘一君

経済企画庁物価局長 土志田 征一君

計画局長 工藤 尚武君

科学技術庁科学技術振興局長 伏屋 和彦君

大蔵省主計局長 小川 是君

大蔵省主計局長 田波 耕治君

大蔵省理財局長 日高 壮平君

大蔵省証券局長 西村 吉正君

大蔵省銀行局長 加藤 隆俊君

大蔵省国際金融局長 加藤 隆俊君

厚生政務次官 狩野 勝君

厚生大臣官房総務課長 太田 義武君

厚生大臣官房審議官 高木 俊明君

厚生大臣官房審議官 阿部 正俊君

厚生省老人保健福祉局長 阿部 正俊君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 前川 尚美君

大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君

委員の異動

十一月一日

野田 実君 補欠選任 進君

林 義郎君 補欠選任 進君

村山 達雄君 補欠選任 進君

村井 仁君 補欠選任 進君

山本 孝史君 補欠選任 進君

岸田 文雄君 補欠選任 進君

栗原 裕康君 補欠選任 進君

蓮実 進君 補欠選任 進君

同日

上田 清司君 村井 仁君

梅床 伸二君 小泉 晨一君

同日

小泉 晨一君 補欠選任 山本 孝史君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第二号)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第四号)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北橋健治君。

○北橋委員 改革の北橋でございます。

きょうは、私のような若輩者でございますが、一時間半もお時間をちょうだいいたしましたので、当委員会に付託されました法案等を中心に質問をさせていただきますものでありますが、冒頭お願いをし

たいと思いますが、政治家としての率直なお言葉でお答えをいただければ幸いですと思っております。

私も、この一年間のあらしのような変革の中で、有権者が今の政治をどう見ているのか、いろいろとお話を聞きますと、国会議員の先生方は、皆さん物すごく豊かな人間性と豊かな見識でもって本心に聞いていて楽しくて実りのあるお話を聞くのに、どうして国会の答弁ではあんな紋切り型ののれんに腕押しといいますか、そういうやりとりしかないのかということ、きょうは僕は産業の空洞化についても質問するんですが、我々にとっては国会の空洞化の方がもっと重要じゃないかな、こんな気がいたします。率直なお答えをお願いしたいと思います。

とりわけ官僚の皆さん方は、これまで我が国の戦後の国会におきましては極めて重要な答弁の役割を担ってこられたわけでありまして、やはりこういうことは少しづつやめていくべきではないか。特に中長期的な問題を考えるときには、例えば官僚の皆さん方に行政改革はどうあるべきかと議論を問いかけても、お答えできる裁量範囲を既に超えてしまふわけでありまして、そういう意味で、可能な限り大臣の方からお答えをいただきたいと思っております。

なお、きょうは内閣官房長官の御出席をお願いしておりますが、他の委員会との関係がありましておかれてこられますので、若干前後、重複するかもしれませんが、お許しをいただきます、こう思っております。

この税制改革の議論をいたしますときに、私も、やはり国民の皆様方に痛みを伴う問題でございます。それだけに、自助努力といいますが、政府、国会としても最大限歳出を切り詰める努力、そしてどうしてもお願いするに当たっては、何のためにその増税をお願いするかということとをきちんと説明しなければ、到底国民の理解は得られないと思っております。

そういった意味では、今回五%にする、あるいは

は将来どうなるか議論されておりますが、やはりそれと同じように、税制改正を論ずる前提として手順が大事ではないか。少なくとも、その手順として行政改革を、本当にとことん血の出るような行革を断行するかどうか、あるいは将来の高齢化・少子社会に備えるということ、ごさいますので、福祉ビジョンというものを明確に国民に示した上で話かどうか、あるいは私は私どもは、内外価格差の縮小ということ、あるいは経企庁にもお越しいただいておられますけれども、やはりこの物価を抑制するというのも大事でございまして、そして最後に、税に対する信頼を取り戻すためには不公平感を除去するための最大限の努力が必要であります。まずはその四つの論点につきまして、順次政府の見解をお伺いしてまいりたいと思っております。

まず、税制改革の大前提は行革であるとは大蔵大臣もこれまでいろいろな機会におっしゃってこられました。とりわけ新党さきがけは、ことしに入りましてから増税論議が進む中で、とりわけ行政改革の重要性を指摘されてまいりまして、私も個人的にはその熱意には心から敬意を表する一人であります。ただ、現実には今消費税の増税を国会に出されるに当たりまして、行革というものが本当に今の政府・与党でどこまでやりになるんだろうか、その熱意というものが残念ながら私どもに伝わってこないわけでありまして、行革は言葉としてはあります。しかしながら、道筋が全く見えてこないということで、今後まずは行政改革について、今度は行政改革委員会でもできるわけでありまして、今度、大方針としてどのように取り組まれるのか、まずお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 私も羽田政権のときに国会の代表質問で、「行政改革なくして税制改革なし」ということを申し上げました。基本的には、税制改革、特に増税を伴う改革においては、その前提として行政側の合理化、経費の節減を具体的に精いっぱい努力をして国民の皆さんにお示しをすることが大変大事だという考え方を持っていたか

らであります。その考えに変わりはありません。

ただ、村山政権がスタートをしまして、さきの政権からのいわば国民に対する姿勢として、年内に税制改革は仕上げるという目標がございました。これも新内閣もいろいろ議論をしたのでありますが、やはり原則は貫こう、年内実現に努力という方針でスタートを切るようになりました。しかし、年内税制改革実現という、もう九月半ばごろには税制改革の案をまとめなければならぬ。そうすると、それだけでも大変タイトなスケジュールになる。それに、福祉のビジョンの詳細な詰め、具体的な案を仕上げることは大変難しいという見方を強く持って大蔵大臣の仕事が預かったわけでありまして、案の定、益過ぎから議論が始まりましたが、このスケジュールの中で、行革は、与党・政権としては基本方針を明らかにすることはできましたが、具体的な全体像を示すにはまだまだ時間がかかるという状況でありました。

そういう中で、税制の一体的な処理でまとめていくのか、この際、分離をしながら一年か二年先にゴールを目指して少し時間をかけてまとめていくのかという選択を迫られたわけでありまして。そういう中で、今回、ちよつときょうは質問から超えて申し上げていますが、行政改革はさらに時間をかけるにしまして、とりあえず年内実現だけは貫こう、そのためには基本的には、税収中立という言葉を根本に置ながら、所得税減税を基本とした増税を根本に置きながら、とりあえず五%という結論に達したわけでありまして、したがって、その中で見直し事項を置き、行革はそういう意味では、この見直し期間を前提に考えますと、向こう一、二年近くかけて福祉ビジョンあるいは税制の公平の問題等々とあわせながら、これから真剣に詰めていきたいという考え方であります。

○北橋委員 新内閣ができて時間が余りたっていないこともありまして、増税を提案されるわけでありまして、やはり行革というものは一年、二年先に先送りするものではないのか、そ

う感じております。

武村大臣も、ことしの五月ですけれども、羽田総理に對しまして、代表質問でこういうことをおっしゃっておられます。「まさに「行政改革なくして税制改革なし」ということを強く訴えたいと思います。」「国民が納得できる具体的な行政改革の先行が税制改革成功のために不可欠である」と私に考えます。このように、当然のこととてございまして、行革が前提になって初めて税制改正に対する国民の理解が得られるという認識をお持ちだったと思うんです。

まず、これが今政府の高官になられて、いろいろ大変な状況であるようにお察しを申し上げますが、これは五%の増税を強いられる国民からすればやはり迷惑な話ではないか。大体、今まで行革、行革と呼ばれてきましたけれども、これはまさに総論賛成、各論反対の大合唱が常に起こっているわけでありまして、中曽根総理のときに臨時行政調査会で非常に思い切ったことをされました。私はあの功績は大変大きいと思っておりますけれども、そんなまはやかな姿勢では決して前に進まない。これは、やはり増税を迫るかどうかというときに、ぎりぎり日本の官僚機構に対して政治の方から大なたを振るなければ決して前に進まないのではないかと。ここで増税という話になりまして、やはり行革という熱意というものは国民的な意味での大きな、広範な協力は得られないのではないかと、このように感じております。

そこで、各論についてお伺いしたいのでありますけれども、昨年の七月七日の朝日新聞にさきさきの皆様の話が出ています。その中で、「税率論議は、行政整理による税金のムダ遣いの徹底的洗い直しが前提である。」つまり、行革については単に中長期的な話ではなくて、具体的に来年度予算編成に向けてこれだけの歳出カットができるという金目の話をやはり念頭に置かれていないのではないかと、この記事を通じてお察しをいたしております。

そこで、大蔵大臣は、今回、行政改革の本格的

なプランは先に延ばすとしても、来年度予算編成が迫っているわけでありまして、その中で行財政改革によってどの程度の財源を捻出されていくとするのか、それを大蔵省にどのように指示されるのか、その御所見をまず伺いたいと思います。

○武村国務大臣 行政改革と財政改革という言葉を使わしていただいておりますが、行政改革も大変幅が広がりますが、組織とか人員とか権限とか、そういうものがひいては財政の歳出にも影響を持つことは事実であります、どちらかというと間接的になる場合が多いでございます。

それに比べて財政改革という言葉を使うときには、文字どおり歳出の合理化といいますが、切り詰めということを含頭に置きながら使っているわけでございます、今お話しのように、来年度の予算編成、概算要求を受けていよいよ編成作業が始まる段階でございますが、私どもとしましては、金額で数値目標を持っているわけではございませんが、現実に来年度の税収等、歳入の状況を見ておりまして、この概算要求の額そのものを全部認めるということは、これはしたくてもできない厳しい状況にあります。そういう意味でも、概算要求の額そのものに對してはかなり真剣な姿勢で臨まなければならないというふうに思っております。言葉としては制度の根本にまでさかのぼって見直しをするという表現を使っておりますし、徹底した、厳しい優先順位をつけさせていただく、あるいはつけていただくということも呼びかけているところでございます。

ぜひこういう姿勢で、最終的には予算編成の中で数字がはつきりしてくると思いますが、真剣な、具体的な財政改革、今年度の財政改革に当たっていきなさいというふうに思っております。

○北橋委員 私の手元に新党さきがけの行政改革本部が行財政改革によって歳出をどれだけ削減するかということを検討されたペーパーを持っております。ただ、私は、この九月十三日付、(案)となっておりますので、それをもってどうのこうの

言う気はありませんが、しかしながら、さきがけの中におきまして非常に具体的に、行革という言葉は抽象的に終わらせずに具体的な歳出カットに向けて大変中身の濃いと私は思いますけれども、実りある議論をされていっていただきたいと思います。

例えばその中で、追ってみますと、公共工事の建設コストを平成八年度までに一割削減して約一兆一千億円浮かせる。二番目に、特殊法人の整理合理化、これは後で詳しく伺いたいと思いますけれども、これも補助金、出資金年間約四兆円を約二割削減する、八千七百億円。それから、これは非常にユニークな発想でございますけれども、新型国債の発行によって償却負担を軽減する、約四千億円。その他、三百億円になっております。

これをもとにどうのこうのという気持ちはございません。内部の資料でございますから結構でございますが、しかしいざいざにしまして、武村大臣が党首として、これまで行政改革、税制改革に取り組みに当たりまして、党員の皆様方と一緒に具体的な目標、数値目標を定めて何とかそれを盛り込むべきではないかと大変汗をかかれたんではないか、それがどうして大蔵大臣になられて具体的なお言葉として数値目標が出てこないのか、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

○武村国務大臣 まあ、党と政府の違いといえばそれまでありますが、政府は具体的な数値を出す、と今申し上げたんです。それは予算編成の結果においてしつかり具体的にだささせていただくというのを申し上げているわけで、初めに数字を予告といえますが宣言する姿勢は、これはとりませんというところであります。しかし、これはことしに限らず例年の予算編成そのものが、年によって多少違いがあるかもしれませんが、かなり厳しい切り込みといえますか、数字の精査をやっていることも事実でございます。そういう中でこれは一段と、特に将来の財政構造もしつかり見据えながら予算の精査に当たらせていただきたいと思います。というのが大蔵省の姿勢でございます。

片方、御紹介いただきましたさきがけの方針

は、それぞれそういった、今御紹介いただいたような提案にしまして、それなりに一生懸命勉強しながら党としての考え方を表明しているところでございます、これが即三党の合意になるわけではないにしても、与党の中でまず具体的な案を提示しながら、真剣な議論の大きな材料にさせていただこうという意欲だというふうに御理解をいただきたいと思います。

中身そのものは議論の中で変わっていくでしょうけれども、でも、最終的には三党、与党全体としても、特殊法人の問題にしまして、規制緩和にしまして等々、かなり具体的な思い切った成果を目標に今臨んでおります。

○北橋委員 もう少し敷衍してお伺いをするんですけれども、大蔵大臣になられて大蔵省の事務当局に對して、例えばこの特殊法人の問題とか新型国債を発行するという非常にユニークな提案なんですから、これを多分御指示されたんではないかと思うんです。その辺の検討経過は、大蔵省、どうなっていますか。

○伏見政府委員 お答え申し上げます。御指摘の新党さきがけの特殊法人の改革に関する案でございますが、いわゆる与党の議論の中で、一つの試案として提示されたものでございまして、やはり特殊法人の整理合理化の検討を進めていく上で、この試案も参考の一つになると思われ、大蔵省の事務当局といたしまして、これらの案を参考としながら幅広くいろいろな検討を加えてまいりたいと考えております。

ただ、先ほど言われました新型国債の話でございますが、現在の特殊法人、必ずしも将来採算がきちっととれるとか、そういう見通しが立っているものばかりではございません。そういう意味で、果たしてそういう国債が投資家に受け入れられるかどうか、これからいろいろ検討しなければならぬと思っております。

○北橋委員 今事務当局からの説明があったわけでございますが、大臣、新型国債の発行による償

却負担の軽減という措置は、これはなかなか実現は難しいような印象を受けたのですけれども、これはもう断念されるのでしょうか。

○武村国務大臣 私などは思いつかない大変ユニークな提案だと思つて、私も関心を持っております。

事務当局も今答弁しましたように、これも検討の対象にはしながら、幅広く行革全体の考え方を勉強中でございます。特に、特殊法人等々、もう具体的なスケジュールの設定された問題については、真剣に詰めを行っている状況であります。

○北橋委員 結局、三つの項目について非常に意欲にあふれた具体的な提案がありましたけれども、新型国債についてはどうやら難しそうです。

それから、公共工事の建設コストを一割削減するというのは、これは物すごく大胆な考え方でありまして、約一兆一千億円が年間浮いてくるのですけれども、一つの理由として、公共工事の入札制度を改革する。行動計画を立てまして、公共事業の経費合理化五カ年計画を策定して、建設コストの削減を推進する。これは、額からいたしましても大変思い切った、ユニークな案です。こういった趣旨で、今後公共事業の査定に当たります、厳しい切り込みを指示されるのでしょうか、どうでしょうか。

○武村国務大臣 この問題については、建設省を中心にして、公共事業担当の官庁におきまして、こういうさきがけの提案がある前から既に始まっておりまして、公共工事をめぐるさまざまな分野の合理化について検討をいたしておるところでございます。

既に昨年、日米関係の絡みもございます、入札制度についても一定の踏み切りをいたしておりますが、あした一般競争入札の導入も、まだ一定の工事金額以上という枠がございますが、この一般競争入札の、地方も含めた普及の中で、そういった効果が出てくるのではないかと期待も一部にあるわけでありまして、先ほど内外価格差

という言葉をおっしゃいましたが、まさに公共事業における欧米先進国との内外価格差、同じ橋をつくるにしても、建物をつくるにしても、どのくらい差があるのか、今建設省も勉強をされているようであります。そういう中から、どこに問題があるのかという議論が既に始まっているところであります。

その他、公共事業をめぐるさまざまな問題について、私自身も関心を持っておりまして、大蔵省もそういう関心を持ちながら、主としては事業官庁を中心に、この分野ではそれなりの合理化の実を上げることが不可能ではないという認識を私は持っているところでございます。

○北橋委員 そうしますと、ここにあるように約一兆一千億円の年間で浮かせるんだ、そこまではいかににしても、相当問題意識を持って、建設コストそのものを今後の査定に当たっては重要な視点として大事にされるというふうに理解していいんですか。例えば何%ぐらいこれで浮いてくるのか、そういう数値目標は立てられないのですか。

○武村国務大臣 私としては、この問題については大きな期待を持っておりまして、

○北橋委員 それでは、今後の査定の成り行きを見守りたいと思っております。

これから特殊法人についていろいろとお伺いするので、さきさきの提案の中でも最も私自身注目しているところで、非常に具体的でもあります。現に特殊法人につきましては、政府の方でもいろいろとこれから取り組まれることなんです。きょうは残念ながら、総務庁長官が参議院の委員会でお越しいただけませんので、詳しく長官からは聞けないわけでございますが、大蔵大臣の所管というよりは、まずは総務庁長官にお答えいただくのが筋だと思っております。そういうことでいいと思いますので、お伺いいたします。

実は代表質問で、ことしの五月ですね、武村党首のお立場でこのように言われております。「九

十二ある政府系特殊法人に対して年間四兆円余の出資金と補助金が支出されております。事業法人の民営化を含む思い切った特殊法人の整理合理化を、次が大事です。「年内に断行することによって、来年度の予算編成では、これを相当程度削減できるのではないかと」いうふうに考えます。「このように、特殊法人については非常に、期限を切られまして、年内にやるんだ、年内に断行するんだ。そして、その方法も、今まで甲と乙という法人があるのを一緒にして数が一つ減ったなどという、そういうたぐいのまやかしてはなくて、出資金、補助金、それにばしとメスを入れる、そういうことをおっしゃっておられまして、これは非常に注目すべきお考えだと私は思っているのですが、これはどうなるのでしょうか。

○武村国務大臣 行革全体のことを私が答える立場ではありません。政府の方針を私の承知する限りで申し上げることにいたしますが、特殊法人につきましては、従来平成七年度中という目標が立てられておりましたのを、村山内閣としては平成六年度中、来年三月というところで前倒しをすることにいたしました。そのことで、ひとつ意欲を御評価いただきたいと存じます。そして、内閣としましては、今月下旬にはまず各省それぞれ状況を報告するという考えであります。二月半ばには最終の結果を報告する、こういう段取りであります。

いすれにしても、二、三の特殊法人に手をつけておしまいというふうなことは、従来村山総理を先頭に内閣が申し上げていることになりませんので、これは、それぞれの役所が相当な決意をみずから特殊法人について目を向けながら、一つ一つチェックをさせていただいて、全体としての考え方をまとめていきたいということでありまして、

○北橋委員 来年初頭までに決めるということ、大変我々からいたしますと残念です。さきがけの党首としての五月の時点と今の政府高官の立場とは違いますので、大変残念ではあります。そういうことで何かと聞かないのであります

けれども、ただ、これまで武村大臣のお立場としては、特殊法人の数を減らすとかそういう問題ではなくて、もっと本質的に、行財政改革に直結するように、出資金、補助金を、例えばさきがけは二割削減というふうに具体的に言われているのですけれども、何かそういう方針もまだ具体的に決まっていらないのですか。

来年度まで待つということとは、今回の予算の査定、編成の過程におきましてそれは盛り込まれないことにもなりかねません。当然、大蔵省の主計局の方は、ありとあらゆる角度から特殊法人に対して出ている国の金については査定をされていると思いますが、ここはやはり、各省庁それぞれ物すごく熱い思いがあって、今まで特殊法人と認可法人をさわつたら一体だけの抵抗があったか、お互い政治家であれば、それは百も承知のはずであります。

そういう意味では、来年度予算編成にそれを盛り込んでいくためには、二割削減とは申しませう。当時は与党でなかったわけでありまして、しかしながら、そこまで具体的にさきがけを代表して国民の皆様方に公約をされていたわけでありまして、やはり今回の予算編成に間に合う形で、何%削減するとかそういう大目標をお立てにならないければ、決してこれは、切り込みは前に行かないのではないだろうか、そういう気がいたしますけれども、どうでしょうか。

○武村国務大臣 そういうことにならないように全力を尽くすと申し上げているわけでありまして、いすれにしても、数値目標を軽々しく政府が掲げて対応する問題ではないと思っております。さきがけの具体的な意欲というものを十分私どもも参考にしながら、今おっしゃっていただいたような出資金、補助金、これは何れも、財政全体の議論になります。この特殊法人の分野だけに限られる話ではありません。一般のさまざまな予算措置、その中にも一般の補助金は相当な金額になるわけでありまして、そういうものも含めて、先ほど申し上げたように、一つ一つ制度の根底にまで

さかのぼりながらチェックをし直そうということでありまして。

与野党共同して行革はやるという提案を野党側からおっしゃっていただいているのを大変心強く思っておりますが、ぜひ北橋議員の側でも、具体的な提案をどんどん御発表いただけるとありがたいと思っております。

○北橋委員 与野党挙げてこの問題をやるというのは大賛成でありまして、私どもは増税を決める前にこれをやるべきだと言ってきたわけでありまして、当然私どもは一生懸命やってきました。これからの協力するにやぶさかではありません。

しかしながら、この出資金、補助金という具体的に数字にかかわる問題について明言を避けられているわけなんですけれども、それで本当に特殊法人の改革は進むのでしょうか。これまで歴代内閣によって行革は叫ばれてきましたけれども、各論に入ると各省庁が猛烈な巻き返しに入る。そして、ことごとくは言いませんけれども、かなりの部分はそれで後退してしまつたのが現実であります。そういう意味で、少なくともこの増税法案を審議する過程におきまして、次の予算編成から特殊法人に対する出資金、補助金、これについては削減するというぐらゐのことはおっしゃらないと、一体行革のために何をやったのか、国民には説明がつかないんじゃないでしょうか。

今までさきがけも、さっきの朝日新聞のところなんですけれども、言いたくなかつたんですけれども、こういうふうに書いてあります。「税率は現状のままとすべきだ。税率論議は、行政整理による税金のムダ遣いの徹底的洗い直しが前提である」と、ここまではおっしゃっておられたわけなんです。国民もそれを期待していたと思ひます。私も決して、その方針が出された場合に協力するにやぶさかではありません。やはり、明確に何%と言えないけれども、さきがけも、相当意欲を持って切り込むぐらゐのことを言われなければ行革に対する熱意はうかがえないのであります。よ

○北橋委員　今のお答えでは、村山内閣がこれまでいろいろな言われてきたように、行革なくして税制改革はないんだ、やるべき努力は徹底的に政府としてやる、その後に増税をお願いするという、

そこで、まず人員削減について、総務庁としては、今回増税をお願いするという重要な節目に当たりまして、民間がリストラでこれだけ苦しんで

先ほど申し上げましたように、クリントン行革というのは、一二％の国家公務員を削減する、これはアメリカにとつても大変つらい、現場ではつらい仕事だと思います。イギリスでは二年間で局長クラスの幹部ポスト、百から七十に減らす。これは、日本でもしこれをやったら霞が関が大変な大騒動になると思います。そしてイギリスでは

○北橋委員　そういうふうにお答えになられますと、今後の努力の経過を見守るしかないということになりますけれども、有権者の方は率直に言つて大変残念に思われると思うのです。そういう明確な目標も示されない、やるのかどうかは信頼してくれと言われますと、なのになんとして増税なのだ、こういう議論になつてくるだろうと思ひます。しかし、これについてはこれ以上議論をいたしましても先はないでしょうから、もう一つの増税の前提となる手順について、将来の福祉をどう

考えるか、そのビジョンについてのお伺いしてまいりたいと思います。

私どもが旧連立政権のときには、増税の議論をするときには、中堅所得層を中心に大変税率構造に矛盾がある、そういう議論に加えて、将来の福祉のためには痛みを伴う改革もやはり避けられないということ、具体的に将来これだけの税、社会保障の負担が必要になる、そして国民の皆様が求めているらっしゃる福祉の政策はこの程度ある、したがってこの程度の税率を議論しようというふうにして、議論の前提として将来の明確な福祉ビジョンをいろいろと各方面から議論を尽くしてきたわけでありました。

今回、突然な政権交代でもありましたので、時間も余りたっておりませんが、まずお伺いしたいのですけれども、新ゴールドプランというものは厚生省の案として今ございます。私どもはこれまでの議論の過程で、旧連立政権時代、この問題についてぜひとも後押しをしようということ、ございまして、非常によくできた重要なプランであつて、これを推進していきたいと思つておりますが、政府としては、このゴールドプランの見直し計画については今宙ぶらりんになっているのです。政府としてどのようにしてこの正式決定をされるのでしょうか、聞かせてください。

○狩野政府委員 厚生大臣、参議院の方の委員会がございまして重複しておりますので、政務次官で恐縮でございますが、私よりお答えさせていただきます。

本年三月の二十一世紀福祉ビジョンにおいては、今後の高齢者の介護ニーズの増大、多様化にこたえていくために新しいゴールドプランを策定する必要があります。また、子育てを社会的に支援していくための総合的な計画であるエンゼルプランを作成することも必要である旨の提言がなされたところであります。

また、与党においては、本年七月に政策調整会議に福祉プロジェクトチームを設け、少子・高齢社会に対応する諸政策を検討しており、厚生省で

は新ゴールドプランの案やエンゼルプランの基本的な考え方及び主要施策の整備目標の案を作成し、お示しをしたところでございます。与党福祉プロジェクトチームにおいては、これらの諸政策について引き続き議論することとされておるところであり、厚生省としても、与党における御議論を十分に踏まえながら、今後の税制改革に伴う一連の財源措置も一つの足がかりとして、引き続き財源の確保にも配慮しつつ、できるだけ早く策定を図りたいと考えており、関係省庁と鋭意協議を詰めているところでございます。

○北橋委員 旧連立政権のときに、私どもはゴールドプランを相当程度でこ入れをして大きく拡充しなければだめだと判断しました。ですから、新ゴールドプランも厚生省につくつていただいたし、エンゼルプランもつくつていただいた。

与党に、今度は政権交代がありました。皆様方の与党三党の合意文書を見ますと、「二十一世紀の少子・高齢社会に向けて」、「基礎年金の改革等年金制度の拡充を図るなど、福祉プログラムを推進する」と言われています。福祉プログラム、どこを見ればいいのかわかりませんが、今申し上げているのは、宙に浮いたと思われている新ゴールドプラン、十年計画の見直し、苦勞に苦勞をしてつくつたものであります。しかも、今回は、前回のゴールドプランと違いまして、自治体としてどれだけの需要があるのかを事細かく指示をして、出して挙げてもらつて、言うならば、地方からすると、ぜひこれでやろうということ、意気込んで集計をしてまとめたものが新ゴールドプランなのです。それを追認されるのですか、政府として、端的にお答えいただきたい。新ゴールドプラン、十年計画は既にあります。旧連立政権のときに、それをもう一遍新しくつくるのか、それを是認されるのか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○狩野政府委員 厚生省としては、これを作成したところでございますから、これを今政府の方で検討していただいて、これから進めていきたいと思ひます。

思つております。

○北橋委員 よくわからないのですけれども、政府は継続しているから役所のつくつたものはそのまま残るといふことなのでしょう。

なぜこの問題を最初に聞いたのかといふと、この政策には大変なお金がかかるのです、予算が。しかし、今回の税制改正でそれを手当てしているとは思えないのです。それをお伺いしたかったのですけれども、今のお話では、政府として厚生省がつくつてきたことだから、今後ともそれを認めるのですか。政権がかわつております。今は政権がかわつておりますが、それをお認めになるのですか。

○阿部政府委員 若干御説明させていただきたいと思ひます。(北橋委員「御説明は要らない。イエスかノーかだけでいい」と呼ぶ)イエス、ノーというよりも、新ゴールドプランといふものは、今実施中のゴールドプランといふのをベースにいたしまして、先生御指摘のように、市町村で新しく、ことしの三月末までの間に老人保健福祉計画といふものをつくつていきまして、それをまとめた段階に今なつていきますので、それを基礎に一度ゴールドプランといふのを見直すべきではないかといふことで作業をいたしまして、一つの案として、私どもとしては厚生省の考えとして与党の議論に供した、こういうふうなことでございまして、政府として新しくゴールドプランを決めたといふふうな段階にはまだ至っていないといふのが現在の状況でございます。

○北橋委員 厚生省の、官僚の世界では一生懸命汗を流してつくつてきたけれども、政権がかわつた後、これについては正式に、言い方は変ですが、認知していないといふふうに受けとめられまして、そうでなければ皆さん方も大変お困りになつておられる。今回の税制改正で、バランスシートを見ると、物価スライドで一千億円、そして福祉等の充実で四千億円というふうになつております。そして、来年度はこういった高齢化社会に対応して一千億円確保して、二千億円その翌年

に確保して、本格的に四千億円というのです。しかしながら、この新ゴールドプランを推進していこうと思ひますと、年間八千億円は国・地方を合わせて要すると私どもは試算をいたしております。ということは、厚生省どうなのでしょう、今回政府の出している四千億円を新しい福祉の財源に確保するといふ案では、新ゴールドプラン、自治体を初めとして福祉団体、ありとあらゆるところから積み上げて築き上げたプランも半分しか実現できない場合もあり得る。できないでしよう、新ゴールドプランは、明確にお答えしていただきたいと思ひます。

○狩野政府委員 今回の税制改正においては、委員御指摘のように、与党における御議論の結果、社会資本関係に平成九年度以降五千億円、うち少子・高齢社会に対応するための財源として四千億円の財源措置が講じられたところでもございまして、また、今お話しのように、平成七年度あるいはまた八年度においても、地方公共団体の老人保健福祉計画の中でも特に緊急性のある特別養護老人ホームの拡充、あるいはまたホームヘルプサービス、あるいはまたホームヘルプサービスの拡充、充実等に充てるためにそれぞれ一千億円及び二千億円の公費を充当することとしたわけでもございまして。

そういう中で、おっしゃる通りに、新ゴールドプランあるいはまたエンゼルプランについてはどうかといふことでございまして、これら一連の措置も、これを一つの足がかりといたしまして、引き続き財源の措置を、あるいはまた来年度の予算編成等も含めまして配慮しながら、また関係省庁とも協議しながら進めていきたいと思つております。

○北橋委員 毎年毎年かけ合つていくといふんじや、これは将来の長期的な展望に立つて議論しているとはちよつと思えないんですけれども、与党三党の合意事項では、「福祉プログラムを推進する。このため必要な財源の確保に向けて、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を構築する。」そして出てきたのが今回の法案です。福

社プログラムはどを見ればいいんですか。旧連立政権は明確に、あの評判が確かに悪かった、負担が大変重くなるという二十一世紀福祉ビジョンもつくりました。それをたたき合っている議論しました。そして、新ゴールドプラン、エンゼルプランをつくってきました。そういう中長期的な福祉のビジョンをまず国民の皆様にお示した上で税制の議論をしたのが私どもの立場であります。

皆様方は、そうすると、新ゴールドプラン、エンゼルプラン、まあ役人がつくったけれども認知はしていない。そしてここにあるのは、四千億円しかつくっていないわけです。これだけ財政事情が厳しいときに、ほかからどんな財源が入ることは考えられない。ということは、皆様方の立場では、将来の福祉プログラムとかビジョンというのはどこを見ればいいんですか。

○武村国務大臣 北橋委員御指摘でございますが、前政権が新ゴールドプランをつくったということではないのであります。御承知のように、老人福祉法あるいは老人保健法を根拠にして、それぞれ計画をつくるのが根拠づけられて、市町村は自主的にその二法に基づいて平成五年からそれぞれの福祉プラン、老人福祉プランあるいは老人保健プランを策定をしてきているわけでありまして、それが全国的に集計されて、それが現ゴールドプランとの対比で、どうしてもこれを見直しをしなきゃいけないという状況になってきているわけでありまして、厚生省が初めて素案をまとめたのは新政権になった九月でございます。それを今の与党のプロジェクトチームに初めて素案の説明をしたというのが今日の経過でございます。その後、今回の議論を経ながら、来年度予算編成もございまして、政府全体としてこの厚生省の素案を基本にしてこれをオーソライズしていく努力を今始めているところであります。そういう位置づけであることを御理解いただきたいと思っております。

それから、財源の問題は、もう私も二回お答えをいたしました。要するに、今回の税制改革の全体像をごらんいただきたい。五%の一体処理をしながら附則でさらに二年後に見直す、こういう姿勢が今回の税制改革の基本でございます。

そして、この五%という今回の一体処理の考え方は、三・五兆円という所得税減税に見合う財源を基本にしております。その中でやはりそれでも約五千億の福祉財源を見出しているということでありまして、大きな福祉の財源、社会資本の財源の議論は、むしろこの見直しの中で議論をして最終的な結論を見出していこう。一体処理、二段階、こういう姿勢が今回の我々のまとめた税制改革の基本であることをまず御理解いただき、その上で議論を進めていきたいというふうに思うわけでありまして。

○北橋委員 井出厚生大臣がきょうは参議院の方で、お越しにならないということなんですが、九月二十二日の記者会見でこうおっしゃっておられます。「今回の税制改革は景気対策が議論の中心となり、本格的な少子化、高齢化社会対策のための議論ができなかった点は残念だ」このようにおっしゃってられます。

私も、そういう意味では五%という税率ではとても将来の福祉に必要な財源は出てこないであろう、こう思っておりますが、もう一度改めてお伺いしますが、皆様方の三党合意の公約は、福祉プログラムを策定して、それに基づいて必要な財源を得るために税制改正をすることおっしゃっているわけですか。新ゴールドプラン、エンゼルプラン、それが皆様の福祉プランになるのでしょうか、そしてそれは来年から実施されるのでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

○狩野政府委員 高齢者介護対策については、先ほどお話があったわけでございますけれども、市町村で老人保健福祉計画が作成され、六年度以降、計画に基づいた事業が開始されており、厚生省においても、市町村老人保健福祉計画を踏まえまして新ゴールドプランの厚生省としての案を作

成し、まさに与党福祉プロジェクトチームの場にお示しをしておりますところであり、また少子化対策についても、総合的な子育て支援策を実施していく必要があるものと考えております。

そういう中で、先ほどもお話しいたしましたけれども、これは大変な少子・高齢化社会を迎えるわけでございますし、ぜひともその実現へと向かっていくべく我々も努力していくわけでございしますが、厚生省といたしましては、先ほども、重なりますけれども、今般の税制改革に伴うこれら一連の財源措置も一つの足がかりといたしまして、引き続き財源の確保に配慮しつつ、できるだけ早く新ゴールドプランあるいはまたエンゼルプランの作成を図りたいと考えておりますが、また経過につきましては事務局から答弁をさせていただきます。

○北橋委員 「税制改革の概要」というパンフレットがあります。これは何か伝え聞くとところによると、後、回収されたという話もあるんですが、そこで問題になったのは、社会保障対策についていろいろと説明されております。今回の税制改正が通った場合にどうなるかということで、まず特別養護老人ホーム、ホームヘルパー、デイサービスなどで具体的に数字が書いてありまして、三千億円、それからエンゼルプラン関係で一千億円、年金生活者物価スライドで一千億円、こういうふうに書いてあります。

そこで、ここで書かれていることというのは、今回の税制改正のバランスシートでも四千億円はこの新しい福祉対策、高齢化対策で振り向けるということとを説明されていると思うのですが、ということとを政府のお考えとしては、今後、新ゴールドプランに見られたように、つまり地方自治体から全部挙げられて、これだけのものは必要だ、それは大体年間八千億円かかると言われているのですが、その半分程度しかできないということとを前提にされたこの消費税法案なんですか。

○武村国務大臣 今回の五%のこのフレームワークは、今御紹介いただいたような考え方をもちましてまとめておりますが、御承知のように新ゴールド

プランというのは、あるいはエンゼルプランというのは大きな福祉の財政需要の中の一角であります。言ってみれば、年金、医療、介護、この三要素の介護の分野でございますね。

ですから、より金銭的にも大きな年金、医療財源をどうしていくかということがもちろん横にあるわけでして、そして新ゴールドプラン、今半分とおっしゃいましたが、半分にしろ何にしろ、このことも含めて、この三分野の福祉のこれからぐんぐんふえていく財政需要に税制がどう対応していくべきかというテーマだと私は思っております。そういう意味で、見直し規定の存在というのは大変大きな意味を持っているというふうに思う次第であります。

○北橋委員 要するに政府の考えとしては、新ゴールドプランで議論されてきた、日本全国にどれだけの需要があるかといううちの半分しか財源を持ってない。ということは、それをさらに充実しようと思う場合には新しく税率をアップされるのでしょうか。

○武村国務大臣 それは行財政改革で財源を見つけて出すこともあり得ますし、また税制の他の分野の、不公平税制等の改革の中で見つけ出すことも可能でありますし、財政状況全体を含めて、足りないところは、もし新ゴールドプランが一定の金額でオーソライズされたとしても四千億を超える金額になった場合は、予算全体の中でやはり歳入歳出を見て足りない財源を捻出していくという考え方であります。

しかし、より長期的には、これは新ゴールドプランだから何千億というオーダーの議論で済むわけですが、年金、医療になってきますと兆円になってきますから、大変大きなオーダーになってまいりますだけに、行革、財政改革で相当な成果が上げられない限りは、この問題をどうするかというのは大変重い判断を要することになってくると思うのであります。

私どもは、今、将来の税率アップを云々するつもりはありません。しかし、一定の予断を持って

申し上げることは控えますけれども、よほどしっかり行財政改革をやらない限りは将来増税になるぞ、増税にしないためには、先ほど冒頭に北橋議員から厳しく御指摘をいただいたように、行財政改革に、結果としてではありませんが、相当な成果を上げるしかすべがないというふうに思っている次第であります。

○北橋委員 与党三党のお話では福祉プログラムをつくる。私も旧連立の政権の立場からすると、将来の福祉ビジョンをつくった上で増税の議論をするということなんですけれども、今のお話では、当面四千億円は確保しました、あとは行財政改革の動きを見ながら手厚くしていきます、そして新ゴールドプラン八千億円ありますけれども、それはそれとして、地方のいろいろな要望を積み上げたものとしてはあるけれども、その中から、できるものからやっていくということで、お話を聞いていると、結局、行政改革もそうなんですけれども、将来に向けた長期的な福祉ビジョンというものを明確にされないままに議論を提起されたのではないかと、そういう印象をぬぐえません。

さらに突っ込んでいきたいのですけれども、ほかに聞きたいことがありますので、不公平税制のところについて、これは官房長官、お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。

やはりこの税制改正をやる大前提として不公平税制の是正が大事であるということは、日本社会党がこれまで非常に強調されてきたことでございます。そこで、社会党の公約でもあったのですけれども、食料品の軽減税率の取り扱いについては、これはちよつと不公平税制と離れますけれども、総理大臣は非常に意欲を持たれているのですけれども、大蔵大臣の御答弁を聞いている限りについては、非常に温度差といえますか違いがあるように思っております。

私もこれは議論をいたしましたけれども、欧米社会のように一〇%を超える消費税率のもと

で軽減税率を設ける事例はありますが、五％七％という段階では難しいという議論もいたしました、率直なところ。しかし、社会党の皆さん方はこれを非常に重要な問題として強調されておりますので、この辺について見直し規定のときにこれを入れられるのでしょうか、どうでしょうか。

○五十嵐国務大臣 今委員からお話しのよう、昨年に於ける日本社会党の税制に関する公約の中には食料品の問題が入っているわけであります。これは、できれば食料品等に関して複数税率でこれは抑えていきたいということは、社会党として強く持っている考え方でございますが、しかし今回の税制改革の中にこれを含めるということには至りませんでした。ただ、中期的なこれからの税制の議論の中では、これらの考え方を全体の中でぜひひとつ生かしていくようなことも継続して努力してまいりたい、このように考えている次第であります。

○北橋委員 大蔵大臣、これは、軽減税率の問題は、率直に言って大変困難だと思えてしょうか。

○武村国務大臣 私も今の五十嵐官房長官の御答弁と同じ考えであります。困難というんではなしに、中期的な課題としてこの問題はさらに真剣に議論を続けていくという考えであります。

もう繰り返して申し上げますが、今回の五％の消費税率の議論の中では、欧米等の実態も比較しながら、最終的には社会党の皆さんも残念ながら今回はやむなしと、しかし将来の課題としては議論は続けたいという結論で終わったわけであります。見直し条項の中ではこのことを真正面から取り上げるといふ予定はいたしておりませんが、当然議論はあるだろうと思えますし、もう少し長い目でこの問題は見詰めていきたいというふうに思っております。

○北橋委員 大臣のお答えでは、将来の検討課題、少なくとも二年以内にやると言われている見直しの中には含まれない、そういうお考えだと理解してよろしうございますね。——はい。

官房長官、お見えてございましたが、実はお越しになる前に行軍についていろいろと議論をしておりました、きょうは総務庁長官は参議院で、お越しになれません。特殊法人についていろいろと議論したのですけれども、最近、認可法人、公益法人も一緒にやないか、そういう議論になってきております。公益法人については、ことし一年間だけで、日本経済新聞の調査によりますと七十も、もうラッシュのように設立されている。その中には国の方からいろいろと補助金が出ているケースもたくさんあるわけです。

私も、よく特殊法人の議論をしますけれども、特殊法人の整理合理化が叫ばれて、認可法人の方にだんだんシフトしてきた経緯もあります。最近ではさらに公益法人です。今後の行軍に当たってほしい、武村大臣の方から来年初頭まで待つという御答弁なんですけれども、これは全庁的にまたがりますので官房長官の方からお答えいただければと思います。認可法人、それから民法三十四条に基づき公益法人、これらも同じように大胆なメスを入れていく、このように御決意をされるべきだと思ふのですが、どうでしょうか。

○五十嵐国務大臣 委員仰せのとおりでございます。

実は十月十八日に、官房長官として閣僚懇談会で、各閣僚にこれについての御協力をお願いを申し上げたのでありますが、このときには次のように実は申し上げた次第であります。

公益法人につきましては、民間の発意により設立されるもので、特殊法人等と事情が全く異なつたものであります。その適正運営の一層の推進を図るため、いわゆる休眠法人の整理の促進を図るとともに、公益法人設立の本旨に沿つたものであるか、また、行政の代行的機能を果たしているものについて、その役割と事業運営及び国の関与の在り方等が適正か、などについて、現在総理府の中に設けられている「公益法人等指導監督連絡会議」において、今後、

検討を進めることに致したいと思ひますので、各省庁の御協力を宜しくお願い致します。

なお、公益法人を含めた特殊法人等の課題全般について、私及び総務庁長官が、民間有識者から意見を聞く機会も持たたいと考えておりますので申し添えます。

このようなことを閣僚懇談会で申し上げまして、公益法人につきましても全力を挙げて検討を進めてまいりたい、こういうぐあいに思っております。

○北橋委員 お言葉の中で、各省庁の御理解を得てというのがありますが、なかなか各省庁は理解してくれないのではないかと思います。もう徹底的に抵抗されるのではないかと思います。これはすぐれて政治的な課題でございます。いろいろと行軍についてやりとりしましたけれども、具体的な対処方針についてはお伺いできなかったものでありますから、これ以上は言いませんけれども、特殊法人だけではない、お金が出てくることについては認可法人、公益法人もさらに同じでございます。それを三つ含めて大胆なメスを入れる計画をできるだけ早くお出しをいただきたいと御要望しておきたいと思っております。

さて、不公平税制のところに戻させていただきますが、何をもちつて不公平というかについてはいろいろと難しい議論がありますが、その中でやはり大事なものは納税者の抱えているイメージ、これは不公平じゃないかということではないかと思ひます。

私も昨年の税制改正のときに、私もそのメンバーの一人でございますが、宗教法人、公益法人、そういった議論をしましたときに、実際のところと調べてみると、当事者にしますとなぜ不公平なんだ、こういう御意見が強くは返ってまいりました。しかし、あのとき私も、大変つらかつたけれども改革をしたわけでありますけれども、やはり有権者、納税者の間に不公平だということに思われている、そのことを度外視して増税という話は決してできないんだ、やはり庶民の受

けるイメージ、抱いている税に対する信頼感、そこがポイントだと思ふのです。そういった意味で、今回いろいろと、中小企業の特例など、私も主張していたものの一部は取り入れられました。それはそれで結構でございます。

ただ、ここでお伺いしたいのは、中小の事業者の特例、とりわけ免税点制度の問題についてであります。これについては、一部を変えられておられるのですけれども、三千万円の売り上げについては手つかずということになりました。これは、私も野党の中にもいろいろな意見がありまして、今回の増税議論の中で、ある意味では政治的にも政策的にも最も悩ましい問題の一つだと思っております。ただ、私は、今回、日本社会党の皆さん方が、連立政権にお入りになられました。社会党の皆さん方は、この村山内閣にお入りになる前に、この中小の特例を初めとして、不公平税制については非常に勇気あるといひますか、大胆な改革案を主張されておられたと私は承知いたしております。

そういった意味で、今回は盛り込まれておりません、免税点の三千万については、ということとは、もう、そればかりか、納税者に理解を求め、ある人に言わせれば、これは開き直ったと言ふ人がいたのですが、確かに、益税といひますか、損税の面もありますし、全部は消費税は転嫁されていません。気の毒な方は大変多い。しかしながら、やはりこれは納税者の皆さん方が益税の問題として一番強くお感じになっていらっしゃる問題ではないか。今回、この抜本改正、そう簡単には、この改正においてこれを見送ったということ、この問題について不公平感はない、このように皆様は総括されたのでしょうか、お伺いいたします。

(委員長退席、石原(伸)委員長代理着席)
○五十嵐国務大臣 やはり一つの課題としてこの問題はかねがね、また広く議論されてきているところであらう、こういうぐあいに思ふ次第であり

ます。

一方、この内容を点検いたしますと、売上高三千万程度の事業者の平均従業員数は、大体二、三人程度と極めて零細である。したがって、その事務処理能力からいって大変な思いをされるという点、あるいは売り上げ規模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低いということ等もございまして、こういうような点について十分留意するということも、また検討の中で理解されつつあるわけでありまして。

しかし、当面、現行の免税点水準を維持するということになりましたけれども、この問題点等については、また今後常に検討を続けながら、全体の事業者の制度に対する習熟というふうなものの状況を踏まえながら、公平性と簡易性のバランスを図る観点から、しっかりと、不断に見直してまいりたい、こういうぐあいに思っております。

○北橋委員 この問題については、大蔵大臣、今回は免税点を下げたということは見送られたわけなんですけれども、これは、納税者の皆さん方は不公平ではないといひますか、大蔵省から見ても、この問題は不公平税制の問題とはみなさないといひますか、そういう意味で見送られたのでしょうか。

○武村国務大臣 今官房長官が申し上げたようなものも理由を総合判断をして、今回は見送ることになったわけでありまして。しかし、依然、問題は全くなけりません。そういう意味では、問題意識を持ちながら今後もこの免税点制度の行方を真剣に見詰めてまいりたいと思っております。この点では見直し条項の「課税の適正化」という表現の中にこの問題も含まれていて、論議の対象には当然なるというふうに私も思っております。

○北橋委員 中堅サラリーマンの間には、これは非常に益税の問題でよく議論にされた問題でございまして、引き続き問題意識として持たれるというところでございまして、それを見守りたいと思

思っております。

時間が充分なくなつてまいりました。きょうは経企庁長官、お越しいただきましてありがとうございました。

今までの質疑をさせていただきますけれども、税制改正の手順として、やはり行革、福祉ビジョンの策定、不公平税制の是正、これは大事だということでも申し上げました。

もう一つ、物価の抑制、いわゆる内外価格差の縮小ということがあります。私もいろいろな委員会でもやりましたけれども、なかなか抽象的なお答えしか答弁いただけなかったことが多々ございました。

しかし、今円高で日本の社会が置かれている革命的な変化の状況を考えてみると、単に政治家がよく国民の前で物価を抑制するとか下げるとか、その程度ではもう済まない、すごく大きな課題になっているのじゃないか。アメリカや外国の消費税を見ましても、消費税はかなり高いわけなんです。しかし、それでもなお日本の東京なんかの物価水準は物すごく高い。だからそういった意味では、これからの課題というのは、内外価格差の縮小と、これは断行せないかぬ、こう思うわけです。

それで、ジャバニーズドリームという言葉があります。よくアメリカの政治家はアメリカンドリーム、やはり夢を語ってくれる。今、日本の政治家は、お互いに批判することは達者でありますけれども、実際に国民に対してどれだけの夢を語っているのだろうか。それを考えますと、かつて池田内閣のときに所得倍増計画という話がありました。確かにこれは夢がありました。そういった意味で、欧米並みの物価水準に下げた。これは見方によつて違ひますけれども、二、三割、あるいは三、四割と言ひますけれども、賃金交渉のときでも民間の労使ではもうぎりぎりまで来ております。あとは規制緩和とかいろいろ問題をやつて物価を下げるのとかない。そういった意味では私は、大胆に政治家が勇気を持って物価抑制を出さないと税制改正の理解は得にくいと思ふので

すけれども、そういった決意のほどございましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○高村国務大臣 内外価格差については質問通告がありませんでしたので、常識の範囲内でお答えさせていただきますと思ひます。

急激な円高が進む中で、企業等、特に輸出関連企業は大変な厳しい目に遭つておられるわけですが、一方で消費者に対して円高のメリットが届かないということは、やはり国民経済からいって大変なことだ、こういうふうにも考えております。

この内外価格差をなくすということは、物価政策全体の面からいっても大変大切なことだと思ひます。今一番大切なのは、実態調査、実態をどうつかむかということだと思ひまして、今までもやってきましたが、このたび総理からも指示がありまして、サービス、中間財も含めた内外価格差の実態調査をする、そしてその差ができた、その原因は何か、原因の中でこれは仕方がないという原因とこれは許されないという原因があるだろうと思ひますが、そういうことを除く、そういうことを着実にやってまいりたい、こういうふう

に考えております。

○北橋委員 内外価格差の是正については、もう単なる公約の羅列した中の一つではなくて、ぜひ勇断を持ってやっていただきたい。できることならば、将来政界再編でまた内閣をつくり直すときには、物価抑制内閣ぐらいでもいいんじゃないか、それぐらいの大テーマだと思つております。で、よろしくお願ひをしたいと思います。

税制改正全体の姿について、経済企画庁もいろいろと試算を出されております。それを見ると、基本的なトーンとしては、九六年、定率減税やるかどうかははっきりしていませんけれども、いづれにしても、九七年から増税になつても心配は決して要りません、これだけの景気浮揚効果があります。そういう趣旨のことを言われております。ただ、それについては、民間の調査機関によると逆のことを言つておられて、かなり景気を冷え込ませるのじゃないか、そういう趣旨もありま

ので、これについてはやりとりはしてしましてもあれでございまして、また民間のどの調査がやったというのを申し上げるのもこの場にふさわしくないので。

そういう意味では、私もやはり政府のお考えになつて経済全体、我々国民としての増税がどうなつていくのかという点については心配は御無用だ、このような趣旨の御説明をされてきたと思うのです。ところが、果たして本当にそうであろうか。そのことについて触れさせていただきたいと思つています。

きょうはお手元にお配りさせていただいてもらつて恐縮でございますが、連合、労働組合の連合の皆さん方が、今回の税制改正で一体どのような生活に変わるのか、それを、税と社会保険の両方につきまして、年取別に負担をあらわしたものがございまして。

これは、年収五百万の人、六百万、七百万から一千万円までそれぞれについて、所得税、住民税を幾ら払うか、社会保険料は幾らになるか、消費税が幾らになるか、それを出された資料でございまして。この資料を見るときに、議論をするときに、例えば実際の家計で納める消費税がどの程度になるかについては、政府の、大蔵省の出している数字と若干違ひます。しかしそれは、連合八百万の人たちがいろいろと調査をして、この程度のものは買つていふので消費税はこれぐらい払うと言つていふわけですから、大した誤差ではありませんで、わずかな誤差でございまして、それはあえて御指摘なさらないように。

全体としての姿についてお伺いしたいのですが、例えば年収五百万円でいきます。それで、来年から減税をまたやるわけですが、九六年で定率減税がまたなかった場合、おやりになるかどうかはまた今のところはつきりしてない。もしなかった場合にどうなるかという、年収五百万円の人たちというのは、所得税、住民税が二万一千三百円アップします。大事なことは社会保険料なんです。これも上がつていくことになつてい

ます、七千六百五十円。これだけでも二万八千九百五十円上がるわけですね。その後、消費税が五%になる九七年度にどうなるかといふと、所得税、住民税は四千四百円、社会保険料は三万三千五百円、消費税は五万六千四百円アップします。としますと、年収五百万円の方は、今と本格的な増税になるときを比べますと、九万三千円もアップするわけですね。それで、年収六百万はトータルどれだけかといふと、十一万四千五百円アップします。七百万円の方は十三万七千八百円上がるのです。

つまり、今回の税制改正によつて、実際、税だけではないわけですね、社会保険も同じように負担であります。庶民の感覚からすると、御主人の給料袋の中から税、社会保険が引かれて、そして手取りが残る。その手取りが問題なのであります。そういう意味では、手取りがこれだけ減つてくると、これは大変な、何といふか、個人消費を冷や込ませる結果になるのではないかと。政府が言われているように、減税もやりまして、消費税率のアップも最小限に抑えましてということと安心できる状況では決しないということがわかります。

そこでお伺いいたしますが、大蔵大臣、九六年度の定率減税、これをやるのかやらないのか、そのときの状況を見守るといふこととございまして、果たしてそれで対米公約は大丈夫なんでしょうか。五、六兆円、我々のは六兆円と言つていましたけれども、内需拡大を迫るアメリカの要求といふのは大変重たいものがあります。そしてそれは、言うなれば国際公約になつていふ。そういう意味で九六年度の定率減税は、対米公約上もやはり必要ではないか。

それからもう一つ、今申し上げましたように、連合の皆さん方の資料によりますと、相当程度、税、社会保険の負担がふえるのです。年収五百万で二万八千九百五十円です、もし定率減税をやらなければ、三・五兆円だけにしますと。ということとは、個人消費を相当冷や込ませる。そういう意味で、九六年度の定率減税はぜひともやつていただきたい、このように要望するわけでありまして、いかがでしょうか。

意味で、九六年度の定率減税はぜひともやつていただきたい、このように要望するわけでありまして、いかがでしょうか。

意味で、九六年度の定率減税はぜひともやつていただきたい、このように要望するわけでありまして、いかがでしょうか。

○武村国務大臣 九六年度の定率減税につきまして、基本的にはやらせていただくという考えであります。政府・与党の要綱で決めておりますのは、景気が特に好転した場合を除き、こういう表現になつておりました、基本的にやらせていただく。と今お答えをいたしましたように、例外がある。とすれば、景気が予想以上に大きく好転した場合、これはもう景気対策が基本でございまして、そういう文言を置いていふところでございまして、基本的には三年間、五・五兆円スケールの減税をやらせていただくというのが政府・与党の方針でございまして。

○北橋委員 ぜひ実行をしていただきたいと思つていますが、九七年度になりますと、五%の税率になるわけですね。先ほど私も数字を申し上げましたけれども、大変な税負担増であります。もう一度申し上げますと、年収五百万の人は九万三千円もアップするんです。年収六百万の人は十一万もアップします。七百万の人は十三万も今よりもアップするわけですね。とりわけ、この社会保険料の負担増と消費税の増が多くなる。この連合の資料は大蔵省の消費税の見方と若干違ひますけれども、これは大きな誤差ではないと思つていふのです。

いづれにしても、これは家計からすると大変な負担になつてくる。ということ、三・五兆円の制度減税だけで足りるのであるのか。実際問題、今度一〇%、二〇%のプラケツトを拡大する、これは前進だと思つて評価をいたします。しかしながら、現実問題、勤労者の家庭からいいますと、相当程度九七年度から重い負担がかかる。だとするならば、三・五兆円という二階建てにしたことについては、やはり相当程度、これは余りにも重い負担と言わざるを得ないので、制度減税に組み込むということもまたこれからやるべきじゃないか、検討すべきではないかと思つていふのですが、どうでしょうか。

○小川(是)政府委員 委員がただいま御指摘になつておられます要因の最大のもの、当然のことながら社会保険料負担の問題があるわけでございます。私も、今御提案しております税制改革法による所得税、住民税の減税及び消費税の影響につきまして試算をしております。としまして、確かに、年収四百万円、五百万円のクラスの方ですと、消費税率が上がります平成九年あるいは十年のところで若干負担の増加があるというのことは事実でございまして。それが一つでございます。

したがって、おおむね六百万円を超えるようなサラリーマンの方の場合には、今回の税制改革がネットでは負担の減をもたらすということになるわけでございます。と、どういふことでございまして、あるいは中堅の特定の偏りというところをある程度はらすという、前回の改革とあわせての税負担の軽減措置であるという点を申し上げさせていただきます。と、どういふことでございまして。

ないかと思つていふのですが、どうでしょうか。

○北橋委員 大蔵省の立場からいいますと、確かに増税になる部分は少ないかもしれませんが、しかし、国民の立場から見ると、税も社会保険も、引かれることについては同じであります。そういう意味で今申し上げたわけですが、これは押し問答しても仕方がないかもしれませんが、いづれにしても、九七年度から増税と同時に社会保険料の負担増も予定されておりますから、かなりこれは家計のやりくりは厳しくなる、そういう意味で、やはり制度減税に組み込んでやるべきだと、主張を繰り返すにとどめておきたいと思つていふのですが。

それともう一つ、今度のバランスシートの中で、四千億円という項目が消えております。これは、自動車消費税の上乗せ措置あるいは法人特別税の臨時的な上乗せ措置につきまして、これを廃止するときに、私ども旧連立のときには、それだ

○石原(伸)委員長代理 退席、委員長着席

○北橋委員 大蔵省の立場からいいますと、確かに増税になる部分は少ないかもしれませんが、しかし、国民の立場から見ると、税も社会保険も、引かれることについては同じであります。そういう意味で今申し上げたわけですが、これは押し問答しても仕方がないかもしれませんが、いづれにしても、九七年度から増税と同時に社会保険料の負担増も予定されておりますから、かなりこれは家計のやりくりは厳しくなる、そういう意味で、やはり制度減税に組み込んでやるべきだと、主張を繰り返すにとどめておきたいと思つていふのですが。

それともう一つ、今度のバランスシートの中で、四千億円という項目が消えております。これは、自動車消費税の上乗せ措置あるいは法人特別税の臨時的な上乗せ措置につきまして、これを廃止するときに、私ども旧連立のときには、それだ

け財源がなくなるわけであり、増税でバランスシートの上に載せるべきだという議論で、四千億円というものを計上しました。今回はそれがありません。これは、来年度の予算編成に向けまして、四千億円というのは大変巨額の額になるわけですが、これは大丈夫なんでしょうか。

○武村国務大臣 これはいろいろ議論をいたしまして、自動車消費税と法人税であります。それぞれ過渡的な措置として行われてまいりまして、今回それが終わったということでありまして、それに比べて、相続税は恒久的な措置として改革をいたしたわけでございまして、そこに二つの性格の違いがあるということをご前提にしまして、相続税はフレームの中に入れております。そして、この四千億は外しております。どうするかというの、予算編成全体の歳入歳出の中で総合判断をさせていただきます。

○北橋委員 今回、建設国債で四千億円見るといふことであります。自動車消費税等で四千億円の穴なんですから、これは、場合によっては赤字国債につながるんじゃないかと私も懸念をいたしております。これだけの財源をしっかりと確保するというのは大変なことだと思います。それから、公債を十年から二十年にして、償還期間を延ばした。これについては、私も旧連立も議論をいたしました。

ただ、この中で問題になるのは、やはり四千億円も建設公債で充てるという、初めて私もこの今回の案で知りましたけれども、今大蔵省の置かれてある状況というのは、今まで議論されてきた過程で、二百兆円の国債、地方債百兆円、残高がある、そのほかに隠れ国債四十兆円もある、それに対する国民の負担は百数十兆円になっている。そういう状況の中で、頑張つて、頑張つて、絶対に公債の垂れ流しはやめろ、という議論を提起されてきたこととしますと、今回公債で四千億円を見る、この四千億円というのは、実は福祉の新しい財源の額とちょうど同じでございます。

けれども、相当無理をして、政治的にプレッシャーがかかる中での知恵だと思ふのですけれども、これは日本の公債政策の中で禍根を残しませんか。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。政府も予算執行に当たりまして、政府の支出にも消費税が課税されるわけでございまして。したがって、今回消費税率が引き上げられるということになりますと、政府における消費税の負担の増加というものがあつたわけでございまして。その増加しますうち、公債発行対象経費、いわゆる投資的経費に係る部分につきましては、現在の国・地方の非常に厳しい財政事情からまいりますと、かなりの部分が実際に建設国債によって、地方債によって賄われることにならざるを得ないということとでございます。したがって、その点は、全体のフレームの中で建設国債の増発もやむを得ない、税制改革の一環としていわば反動的に生じるものでございまして、発行させていただきます。御理解をいただきたいと思います。

○北橋委員 残念ながら時間が参りました。ほかにも用意をしておりました質問がなくなつたために、関係官庁の皆さんに大変迷惑をおかけしたことをお詫言をいたしたいと思います。す。

最後に、きょういろいろとお伺いいたしました。お立場上なかなか言えない面もあろうかとは思いますが、それにしては、村山内閣の基本姿勢としては、増税をお願いする前提としては余りにも弱過ぎるのではないかと、そういうことを感じました。そしてまた、今回の税制改正によりまして、いわゆる中堅のサラリーマン層から見ますと、九七年になりますと二兆円の定率減税がなく、そして二%の消費税の増税になる、それから社会保険の負担増になる、言うなればトリプルプレッシャーがかかってくるわけでありまして、こういった問題につきましてはまた後日御質問があらうかと思ひますけれども、こういう内容におきまして国民の広い共感を得ることは大変難しいのではないかと思ふわけでありまして、しかしながら、今後政府としては、時間は少々かかるけれども、行革、福祉ビジョン等についてもこれから努力をしてやられるということとございまして、果たしてそれがどういふものになるかを見守らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて北橋君の質疑は終了いたしました。

次に、須藤君の質疑に入ります。須藤君。○須藤委員 改革の須藤でございます。ただいまから質疑をさせていただきます。

今回の税制改革につきまして、この最終的な税制を決定していく過程をどのようにしてきたかというところを、順を追って質問させていただきます。

まず最初に、財政赤字の件についてですが、平成六年度末の公債残高は約二百一兆円になります。公債残高は年々増加の一途をたどっているかと思ひます。二百一兆円という金額、我が国予算の七十三・一兆円の二・七五倍。また、二百一兆円は、国民一人当たりで見ますと百六十一万円、四人家族では六百四十四万円に当たります。これは、勤労者一世帯当たりの年間可処分所得約五百七十四万円を上回る金額かと思ひます。

公債依存度が二〇%まで上昇して、今年度の利払い費は約十一・六兆円、一般会計歳出の一五・六%を占めるに至つております。償還費等も含めると、国債費全体では約十四・四兆円、一般会計の約二〇%に当たります。国家財政を圧迫しているのが、このような現状で公債依存度が二百一兆円もの巨額になっていることから生じていることであらうと思ひます。

平成七、八年度も、政府は減税等に伴う歳入不足分を公債発行によって補おうという路線をしようとしておりますが、このままではさらにこの額は膨らんでいくと思ひます。平成八年度末の公債残高が一体どれくらいになるのか、その場合国家財政にどのような影響が出てくるか、まずこの点について説明をお願いします。大蔵大臣。

○武村国務大臣 平成八年度末の公債残高を聞かれたわけでございまして、率直に申し上げます。これを今予測することは困難でございます。

御承知のように、経済動向、税収全体の動向もあるわけでございまして、今回提案をいたしております公債法に基づいて、所得税、相続税の減税に伴う租税収入の減少を補うためのいわゆる減税特例公債の発行を認めていただくことになるわけでございまして、この額がどうなるのか、そして建設国債の発行額がどうなるのか、そのことによつて決まってくるわけでございまして、今正しく八年度末の公債費を数字で申し上げることは大変難しいというところを御理解いただきたいと思います。

○須藤委員 では、このような状況の中で公債依存度、比率がどんどん高まってくる、そして公債の発行額、絶対額も大きくなっていくかと思ひますが、このことに関しては大蔵大臣はどのような認識を持たれていますでしょうか。

○武村国務大臣 先ほど委員から御指摘をいただいたとおり、我が国の財政状況は、この公債費の残高一つ例にとりましても大変深刻な事態に立ち至つていふように認識をいたしております。

す。

国際的に比較をいたしても、既にもう、対GDP比率で見ますと日本はアメリカに次いであります。公債費の残高が五〇%を超えておりまして、アメリカに次いでおりますし、利払い費率はもう世界一位というふうな状況でもございます。昨今、先進七カ国を見てみますと、このところ各国は一生懸命財政再建に努力をいたしております、赤字を減らす、財政のバランスをとることに随分真剣に努力をされているところでございます。

我が日本は、どちらかというと、数年前までは比較的財政は健全とは言えなくても、欧米各国よりは、そういった国際比較の数字で見ると限りはまだいい方でありましたが、ここ、特に二、三年といえますか、宮澤政権、細川政権と続いて、四回の経済政策を断行いたしました。これは建設国債を大量に発行するということがつながつたわけでありまして、また、今年は定率減税五・五兆円をいわゆるつなぎ国債で実施をいたしておるところでございます。こういった形で、各国がほとんど赤字を減らす努力をしているときに、日本は景気対策でむしろ赤字をふやす、国債をふやす結果になってきているわけでございまして、先般、マドリードのG7の大蔵大臣会合では、七カ国ともやはり財政再建に努力をしよう、日本に対しまして、今こういう状況であります、景気がよくなれば当然財政再建が大変大きな、国際比較におきまして、政策テーマになってくるという各国の認識でございました。

○須藤委員 財政再建に当たって、この国債残高が私たちの日本にとって大変重要な問題になっている。世界的に見ても恐らくそのような状況かと思ひます。

先ほど来から質問に出ていますように、国においては二百兆、地方においては百兆、つまり公債そのものが、無限大とは言いませんが、徐々に徐々に膨らんでいく、そういったような体質にありますか、傾向が今出ているということ、この公

債に対してどういうような歯止めをしたらいいのか。この公債発行について、公債残高の限界というふうなものをどのように考えているかお伺いしたいと思ひます。

○武村国務大臣 私の記憶では、当時の土光臨調会長が一生懸命「増税なき財政再建」で御苦労をいただいていらっしゃる、たしか八十兆前後の残高であったのではなかったかと今思い出しておりますが、当時八十兆で、非常に国家財政は危機的だ、大変だという何か御認識を語っておられたこともありまして、これは百兆を超えたら大変だ、と、当時私は地方にいなが思っております。百兆を超え、今や二百兆になってしまったということがあります。そして、先進国でも最も一、二を争う悪い財政状況に達してしまつたということも認めざるを得ません。

もともと、歯どめの限界といえますか、確たるものはありません。先般、ここでの議論の中で、地方財政の健全性の指標としては、公債費が一五%を超えると警信号、二〇%を超すと赤信号というのが自治省の指導であつたように記憶をいたしておりますが、そうなりますと、先ほど御紹介いただいたように、元利を入れたらもう二〇%というところが、単年度で見るともう二〇%という状況にきているということも私も認識をしなければなりません。

片方、税制改革で、減税対応の増税の議論あるいは福祉に対する増税の議論は非常に積極的に行われてまいりましたが、財政再建との絡みの議論はそれほど進んでおりません。本堂を言えば、税制改革には財政再建と減税対応と福祉対応と三つの要素が、むしろ財政事情といえますか、将来の増税を要請する背景として三つの要素があるということを私も認識をしなければなりません。今後この財政の状況がいろいろな意味で我が国の将来の財政運営に大きな影響を与えることは避けられません。

そういう意味で、二百兆という国債の規模もしつかりにらみながら、どう中長期的にこの国の

財政を健全化していくのか、この巨大な国債を減らしていくのか、そのことに私も関心を向けていかなければいけないのではないかと、うううに痛感をいたしている次第でございます。

○須藤委員 大蔵大臣御自身が痛感をされているということですが、大蔵大臣という重責にあるということとは、逆に、その立場からこの問題を考え、そして対策を練ることができると、大変、当事者の立場に今いるということだと思ひます。

本来であれば、私たちが今こうやって生きている、その生きている恩恵だけではなく、そういったものが後世に伝わってこそ次世代の人たちが豊かに暮らせるはずで、ところが、今私たちがこの世代にあつて、この大きな公債を後世に残してツケに回してしまつたという状況が今生まれようとしております。大蔵大臣としては、恐らく立場上こういうことをほうっておくことは私にはできないのではないかと、思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○武村国務大臣 国債にも御承知のように建設国債と赤字国債があるわけでございまして、一般的には建設国債は、我が国の社会資本を整備することによって、今の我々だけでなくに子供や孫の代までその社会資本の恩恵に浴することができるといふんだ、こういう考え方が基本にあるわけでございまして、それにしても六十年というものは、社会資本によつては六十年もたないものもありますから、ちよつと長過ぎるという感じもありますが、いずれにしてもそういう考え方が基本に立っているわけでございまして、国債費全体が健全なうううには私も思つておりません。

しかし、そうはいっても、建設国債に限つても、建設国債なら何でもよい、幾ら発行してもいいという安易な考え方はとるべきでないと思ひますし、ましてや赤字国債になりますと、これは法律的にも厳しく制限というよりも原則は禁止されているものを、そのときどきの立法によつて例外的に認めるという形で今日に至っているわけでござ

います。今回のような戦後最長の不況に対応する減税政策という、こういう大きな経済政策を推進する場合は例外として認めていただくと私は思つておりますが、こういう場合は例外としなくても、軽々しく赤字国債を発行することに私もは毎年の予算編成の中で目を向けてはいけないというふうに思ふ次第であります。

○須藤委員 公債というものの、こういったものを何としてでも歯止めをかけて、当然後世に残さないように処置をするということが大変私は重要だと思ひます。

現在、こういった財政再建を実現するためにまず行わなければならないこと、それは今回の税制改革についても一貫して質問も出ておりますし、当初から大きな問題として対応しなければならぬと思ひますが、それは行政改革であろうと思ひます。

行政改革については、私たちが旧連立与党のときに、福祉社会に対応する税制改革協議会といういろいろな観点から議論を進めました。行政改革というのは何回も何回も口にされてはいますが、なかなか前へ進んでいかない。その最大のネックは何だと思ひますか。

総務庁担当長官にお聞きしたいのですが、まだいらしていないようですが……

○河野政府委員 行政改革の推進のためにいろいろな困難が伴うことはおっしゃるとおりでございます。

ただ、政府としましては、今計画を立てまして、規制緩和でありますとか、特殊法人の問題でありますとか、あるいは地方分権の問題でありますとか、各般にわたる行政改革課題についてその推進に努めているところでございます。(発言する者あり)

○高島委員長 今の山口総務庁長官につきましては、委員長の手元の要求大臣表には印がついておりません。そのことをお含みください。

○須藤委員 私は、この行政改革というものの、これはまず姿勢そのものだと思ひます。時の政府が

行政改革というものをどう考えているか。それは、もちろん制度改革であつたり、法律の改正であつたり、そういうことがあると思ひますけれども、それよりもまず大事なのは、それぞれの担当の大臣あるいは政府そのものがどういふ姿勢でこの行政改革に臨むか、ここが一番重要なポイントだと思ひます。

実は、先ほど総務庁長官にはぜひこちらに出席を願ひたいということをお願いしました。まだ見えてないようです。どういふような姿勢でこの行政改革に臨んでいくのか。私は、恐らく……(発言する者あり)

○高島委員長 委員長の手元に現在あります表には、出席の要求の大臣の印がついておりませんというのを申し上げただけであつて、でありますから、もし要求しておられるのであれば、現在調整中ということで、委員長のところにその連絡が十分来ておらなかったということでございますので、さよう御理解いただきしたいと思います。(発言する者あり)

須藤君、ほかの大臣も出ておりますので、もしできるなら、他の要求大臣で出席しておられる方について、順序を変えて御質疑いただくような御協力をいただけませんか。(須藤委員「はい」と呼ぶ)

須藤君。(発言する者あり) どうぞ、須藤さん、御協力をお願いします。

○須藤委員 先ほどから申し上げているように、時の政府がどのような姿勢でこの行政改革に臨むか、私は、この一語にかかつているのではないかと思います。

そこで、各大臣にどのようなお考えをお持ちしているかお伺ひしたいと思います。まず大蔵大臣、お願いします。

○武村国務大臣 行政がある限り、いつの時代も行政改革という課題が存在するんだらうなと私は思つてまいりました。

しかし、日本は戦後五十年にならうとしてゐるわけですが、そういう意味では、通常ベ-

スの行政改革と違つて、社会経済のあらゆるシステムが一つの壁にぶつかりながら、その壁を突破して新しい時代を切り開いていかなければならぬ。そういう中に政治や行政もある。政治改革は、そういう意味で数年の歳月を経て間もなく選挙制度改革は仕上がるうとしておりますが、行政改革も、土光さん以来相当な年月を要してはおりますが、改めて行政全般についての改革に目を向けなければいけない。行政が国民生活と表裏一体であるだけに、まさに国民的な課題としてこのことに私どもが真剣に取り組んでいかなければいけないというふうに痛感をいたしてゐるところでございます。

この時期の政権をお預かりしております村山政権としては、私ども、総理を先頭に全力を挙げてこの難しい課題に取り組んでまいりたいと思ひます。

○須藤委員 では、自治大臣、お願いいたします。

○野中国務大臣 今大蔵大臣もお話がありましたけれども、今回の税制改革をお願いする前に、村山総理から、行財政の改革はそれ以前になさなければならぬ本内閣の重大な使命だと指示をいただいております。これはまさしくそれぞれ所管大臣がみずからリーダーシップを発揮して決断をし、そしてそれを実行に移すことだと認識をしております。

○須藤委員 ではもう一方、通産大臣、お願いいたします。

○橋本国務大臣 ちょうど土光臨調が発足いたしましたとき、私は当時の自由民主党の行財政調査会長として党側の責任者を務めてまいりました。その当時以来、通産省から申しますならば、例えばアルコール現業部門の廃止でありますとか定員削減を着実に実行するのは当然であります。東京中小企業投資育成株式会社ほか六つの特殊法人の民営化、民間法人化を行う等努力をしまゐつております。また、規制緩和につきましても、七月の閣議決

定を初め率先して努力をしまゐつた次第であります。今、野中自治大臣、武村大蔵大臣からお話がありましたように、総理からの御指示をいただき、我々としても全力を挙げてまいります。

通産省としては、製造物責任法の成立を機といたしまして、現在国の出先機関の一つであります通商産業検査所の機構見直し、現在二十二ございますこの機関のうち、平成七年度には十一カ所に統合するといった組織改革案を既に積極的に提出し、取り組んでおるところであります。

○須藤委員 実は、この行革に関しては、先ほど来から質問をしたい担当大臣の総務庁長官にぜひ伺ひたいわけです。

それは、さきの質問でも出ておりましたように、武村大蔵大臣はさきがけの党首としてこれまでに具体的な行革に関する提言を党内でされております。当然、議員の皆さんが実態に基づいてこの行革を遂行するためにはどうしたらいいかという、恐らく政府内部で上がってくるような数字ではなく、国民から見るとどのような行革をしたらよいかという観点からの行革の案であろうと思ひます。しかし、現実には、政府の中に入つてこれを行おうとすると、どうもそれができない構造になつてゐるらしいということは、外から見るとよく見えるものであります。

旧連立政権のときに、先ほどお話ししましたように、税制改革協議会の中で行つた議論は、まさに議員一人一人がこの行革の問題というものをどのようにとらえ、どのようにしたら実行できるかという観点から考え、まとめ上げたものであります。

現在、新聞等の記事を読んでみましても、各省庁においてそれぞれどのような項目をしたらよいかというようなことで、省庁の中での行革の項目が上がつてゐるというようなことが報道に載つておりますが、この辺はどうなつておりますでしょうか。大蔵大臣、わかる範囲内でお答えをお願いします。

○武村国務大臣 先ほど北橋委員の御質問にお答えいたしました。今月の下旬に中間的な各省庁の特殊法人をめぐる考え方の報告をするということになつてゐるところでございます。そういう意味では、各省庁それぞれこの問題に具体的に今取り組んでゐるさなかだというふうに私は思ひます。

この国会でまだ具体的な成果といひますか、中身を申し上げることができないのを大変残念に思ひますけれども、たびたび総理みずからが申し上げておりますように、やがて結果ははつきりするわけでありませう。遅くとも来年一月、三月にははつきりするわけでございます。もう余り余裕のないタイムスケジュールの中でどう具体的な成果を上げていくか、各省それぞれ真剣に努力をしてゐることを御理解をいただきたいと思つております。

○須藤委員 各省庁が来月の二十五日まで所管の法人の見直し等、これは特殊法人にならうかと思ひます。それから、来年の二月十日までに結果を最終報告する、最終案を来年の三月に閣議決定をするというような事務手続で進んでいるかと思ひます。この各省庁における、例えば特殊法人の合理化ですが、これは各省庁の担当大臣が行つてゐるのか、それとも省庁内部のいわゆる事務の積み上げとして出てきてゐるのか、この点に関してはいかがでしょうか。

○武村国務大臣 事務的に当然先行して検討をしておりますところが多いと思ひますが、終始この問題は大臣がリーダーシップを発揮をしなければいけない、そういう問題であるというふうに思つております。

○須藤委員 もしそのようなことであるとすると、実はこの行革は、恐らく現政府においてほとんどすべて片がついてしまふということに私はなろうかと思ひます。これまでの行革の対応というものは、どうしても最後は官僚の厚い壁、そしてその官僚と関係のあるいわゆる構造的な政治、そういうもので前へ進むのが全くできないという

ことの繰り返し今日の姿ではないでしょうか。毎回毎回同じことを繰り返しているにもかかわらず、一向に前に進まない。というのであれば、これは今出ている税制改革そのものに對して、私は条件がクリアされるということにはならないかと思ひます。

きょうここにお集まりの各大臣、先ほど私は何名かの方にその姿勢をお伺ひいたしました。国民がこの行革に望んでいることは、恐らく現段階ではもう理屈やそういったものではなく、どれだけの実行度を上げてくれるかということであろうと思ひます。その点について、私は大蔵大臣にもう一度お伺ひいたしますが、この行革を何が何でも実行していくというそういった姿勢というものが、どうお考えか、お伺ひします。

○武村国務大臣 私は、政府を代表してこのことについて物を申し上げる立場ではありません。しかし、大蔵省は財政の責任を負っており、しひときわ財政改革ということの大事さを認識をいたしておりますだけに、行革にも真剣に目を向けていかなければいけないと思ひている次第でございます。

過去も、特殊法人を例にとりまして、まあかなりの数といえますが、あるいは一定の数は整理をされてきているわけであり、ですから、例えば蚕糸と砂糖が一つの事業団になっているというの、数を減らすという当時の努力の結果、どういふ関係があるんだろうと思ひ分野であり、すけれども、二つを一つに減らすという目的でこうした事業団ができたのかなと想像できる、そういう結果もあるわけであり、大きい意味では、あの国鉄を分割・民営化したというのは大変な大改革であつたと思ひます。

そういう幾つかの成果も上げていることも私も認識をしながら、やろうと思ひやれるんだと。容易にすべての課題をやり遂げることは、これはできません。しかし、それなりの決意で臨めばそれなりの成果を上げることができるんだという気持ちで、私としてはこの問題に對応さしてい

ただきたいと思ひている次第でございます。○須藤委員 では、この問題は、総務庁長官が見えになっておりませんので、一時保留いたしまして、次に移ります。

今回のこの税制改革におきまして、福祉社会の財源をどうしていくかということが大きな問題であらうかと思ひます。この税制改革案は、与党内において福祉政策を充実するという条件をつけることによつてようやく決着したという経緯があるかと思ひます。消費税の引き上げ時に年金生活者らに一律一万円、寝たきり老人らに一律三万円の一時金を支給すること、老人介護対策などの福祉予算として平成七、八年度に総額三千億円を計上するというものになっておりますが、福祉行政についての抜本的な見直しというものは当然行わなければなりません。

先ほど来から新ゴールドプラン等についてある質問がありましたが、このいわゆる年金生活者らに對するこういった一時支給、これはばらまき福祉社というように言われておりますが、どのようにお考えですか、お伺ひします。

○武村国務大臣 これは、税制改革をまとめるときに、同時に政府・与党として合意をした項目の一つでございます。決してばらまきではありません。これは、平成九年度消費税率を上げさせていただきますとき、この年度に限って特定の、特に気の毒な方々を対象に絞らして、一万円の特別給付を行うということであり、なせなのかといふと、こういう老齢年金あるいは児童扶養手当等々お受けいただいている方々の支給額は、どうしても物価スライドで一年ずれることとなります。前年の物価スライドで翌年変更するというものになっていきますために、前年消費税二%アップの影響はその年度の年金支給額ではカバーできていないわけでございます。その特殊な状況を見て、六年前の税制改革でもそういった措置がとられた。これはもうばらまきどころか大変温かい、きめの細かい福祉の政策だと私は思っておりますが、その政策を今回もとらして

いたかどうか。

ですから、対象の方々は、老齢福祉年金の受給者であるとか児童扶養手当の対象者であるとか、原爆手帳をお持ちの方であるとかあるいは生活保護の方あるいは老人福祉施設に入つておられる方、そういう方々に限定をいたしていただくべきでございます。さらにそれに加えて、寝たきりのお年寄りに対しては三万円という額を特別給付させていただきますということと約五百億近い財源を考えたところ、これは三年後の予算案の話でございます。それから今措置する話ではありませんが、三年後の平成九年度当初予算ではそういう予算を盛り込んでいこうということを含意をいたしたところであり、ります。

○須藤委員 では、今後の福祉の充実に關して、その充当する財源というものが、平成六年度、七年度は五千億円を何とか捻出するというところで御答弁がありましたが、今後、その後についてどのような形で捻出しようと考えているか、当然、国民負担率をこの線で抑えていくのかを含めて御説明願ひします。

○武村国務大臣 先ほど北橋委員の御質問にもお答えをいたしました。五千億は、御承知のように一千億は物価スライドでございますから、四千億をホームヘルパーの充実あるいは特別養護老人ホーム施設の充実、そしてゼロ歳児から三歳児までの保育の充実というふうなところに重点を置きながら配慮をさせていただこうという考えでございます。

しかし、厚生大臣がおっしゃっておりますように、これは新ゴールドプランの足がかりだという表現にありますが、新ゴールドプランでさえそのすべてをカバーするに足りません。ましてや、年金、医療、先般年金法の改正で野党の皆さんからも二分の一にすべきだという御主張がございましたが、そういう巨大な財源を賄う金額はどこにもありません。そういう問題については、まさに見直し事項の中で将来の福祉ビジョンに基づき財政需要というところで真剣にこれから詰めて

いこうという考え方でございます。○須藤委員 今総務庁長官が見えになりました。実は、先ほど来、今回の税制改革に伴う前提条件として、行政改革をどのように進めていくかという点について質問させていただいております。担当の大臣として、まず行政改革に關してどのような考え方で臨んでいるか、お伺ひします。

○山口国務大臣 お答えいたします。参議院の内閣委員会では行政改革委員会設置法案の審議をいたしておりますので、そちらにずつと出席をしております。御要請がございましたので、ただいま委員会採決が終了したので駆けつけた次第でございます。

行政改革につきましては、これはもう政府として着実に絶えず実行しなかならない課題であるというふうに認識をいたしております。特に村山内閣におきましては、村山総理が村山内閣として行政改革は最大の政治課題である、このように御発言しておられるわけでございますので、より一層この内閣の重大な課題として進めなかならぬ。

そして担当大臣といたしましては、総理の指示を十分踏まえて、具体的に言へば、一つは規制緩和、そして地方分権、さらには情報公開、そして各省庁の簡素化の問題等々の問題に私ども真剣に取り組んでいかなきゃならぬ。また、これにつきましては、総理大臣を本部長とする行政改革推進本部を設置をいたしまして、ただいま申し上げた課題を着実に進めるということで努力をいたしている次第でございます。

○須藤委員 御答弁としては大変すばらしい答弁というところにならうかと思ひます。先ほど話をしていたのですが、旧連立におきまして税制改革協議会の中でこの行政改革、それは地方行革も含め、そして地方分権もその中に含めて議論をいたしました。その中で、私は実際に一委員として会議の中で実感しましたことは、行政改革を断行するにはまず政治家自身がイ

ニシアチブをとって進めていかなければならぬ。各省庁にはそれぞれのそれなりの理由があると思います。しかし、国民サイドから見た場合はどのような行政改革をしなければならぬか、こういう視点に立つと、政治家がまずここでリーダーシップをとらなければいけないということを痛感いたしております。

具体的などこをどうしていくという議論を進めていくと、なかなかこれが前へ進んでいかぬ。省庁の方がオブザーバー、傍聴として会議に参加をしております。私たちが案を考え、これをどうするということになりますと、一つ一つ説明するという形で私たちが発言する内容に関してどうしてもストッパーがかかる、これが毎日のように続きました。こういったことで果たして行革ができるのかと。当然私たちは、声は声として聞くけれども、政治家として何をどうするかということに関しては断固として前へ進めてきたつもりです。

その中で、例えば山口長官は社会党であります。社会党の方々はイメージとしてどうも行革に前向きではないのかという感じを得ました。それは、社会党の組織であります。組織といえますか支えであります組合の方々とか、あるいは官公労の方々とか、そういった方々との関係がこれはあるのかと。たとえそういう関係があろうとも、もし政治家が今行革を進めなければいけないということを真に思うなら、私は、そういう関係を断固としてはねのけて前へ進めることが必要じゃないか、このように実感をしております。今、総務庁長官の立場になられて、そして社会党の議員という立場でもあつて、これをどう考えられるか、お伺いしたいと思います。

○山口国務大臣 お答えいたします。

私が総務庁長官に就任いたしましたのは六月三十日でございます。翌日、七月一日がたまたま総務庁ができてちょうど満十周年、その記念式典と記念のパーティーがございました。そこで私はあいさつとして申し上げたんでありますが、

かつて鈴木内閣時代、第二臨調ができてきた答申が出ました。それに基づきまして行革法案というのが国会に提案され、それを審議するための行革特別委員会ができたのであります。そのとき私は、社会党の筆頭理事としてその審議に参加いたしました。

そのとき私も、第二臨調の答申は補助金のカットを中心とする案であつて、生活保護の補助金まで削るという極めて弱者いじめの内容ではないのか、そうではなくて、行政改革は地方分権あるいは高級官僚の天下り先になつていゝと言われらる公社公団等特殊法人の整理合理化の問題、これらの問題に取り組みすべきではないのかと。したがって、今回政府が出されたこの案については反対である。慎重審議を要求いたしました。百時間を超える審議時間を確保いたしました。我々の考え方を率直に申し上げた次第であります。

しかし、今回私、総務庁長官に就任いたしましたときには、この行政改革の主要なテーマは、私どもがやるべきである主張した地方分権であり、特殊法人の整理合理化、そして規制緩和等が主題になつていくわけでありまして、そういう意味では、私はかつての主張を実現するために全力を挙げて取り組みたい、こういうあいさつをいたしました。

また、昨年の総選挙の際には、選挙公報でもあるいはテレビの政見放送でも申したのでありますが、結局我が国の制度は余りにも中央集権的過ぎる。したがって、この一万一千件に上る許認可権限あるいは莫大な補助金等があつて、これでは、それを都合よく運用しようというところ、政界、財界、官界の癒着の構造というものがあつたのではないか。したがって、清潔な政治を実現するには、選挙法を改正することも必要だと思ふが、同時に、今言った政官財の癒着の構造を断ち切るために、地方分権そして規制緩和、これらの問題に真剣に取り組みたいということを私は公約をいたしました。したがって、かつて主張をいたしました主

張、それから昨年の選挙の際の、いわば国民の皆さん方に公約をいたしました公約、これを実行するという上で、今総務庁長官としてやるべき仕事に対して何ら違和感を感じておりません。

○須藤委員 今のお言葉をそのとおりとすると、行革はすべて実行に移されるというふうな解釈でありますが、例えば、先ほど、前の質問で特殊法人の整理合理化の話がありました。今長官からも特殊法人の整理合理化に関しては必ずやるという趣旨の発言がされましたけれども、さきかげでつくられた試案、党の試案ですね、こういったものの中がかなり細かく、廃止すべきもの、統合すべきもの、民間に移管すべきもの、こういったものが詳しく調査をされ、そして計画が練られております。長官としてはこれをどうとらえられますか、お伺いします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

御指摘になりましたさきかげの特殊法人に対する整理合理化案は、さきかげとしての御努力をいただいた結果の案であるというふうな承知をいたしております。ただ、この村山内閣といたしましては、まずやはり自民党、社会党、さきかげ、連立与党三党による考え方と申しますか、これに沿って進めるべきものと考えておる次第でございます。

与党三党では行政改革プロジェクトチームをつくりまして、鋭意この特殊法人の問題あるいは規制緩和の問題、そして地方分権の問題等々に真剣に取り組んでおられます。その結果、かつての、前内閣における案では、特殊法人の整理合理化は二年以内に結論を出そうということだったのでありますが、さきかげの積極的な御提起もございまして、与党三党で話し合いをいたしました結果、年度内にこの特殊法人の見直しは行おうではないかということにいたしました次第であります。

委員も御存じだと思いますが、昭和六十三年以来、現在の九十二という特殊法人の数は変わりがございません。その間、この整理合理化の御主張はいろいろあつたのだらうと思うのですが、なか

なかそれが実行に移されなかつたということは、それだけ特殊法人の整理合理化の問題は数々のやり難い課題があるということの証拠ではないかと思つております。しかし、村山内閣としては、先ほど申し上げた決意でもございまして、十一月末には各省庁がこの見直しの経過について総務庁に報告をいたす、そうして二月の十日には各省庁として結論を総務庁に報告をいたす。各省庁任せではないかぬことは当然でありますから、官房長官と私とが中心になりまして、各方面の皆さん方の御意見を十分承りまして、政府としての考え方、御意見に固め、そうして年度内には、この特殊法人の問題に関して、具体的に特殊法人名を挙げてどうする、という結論を出すということに進んでいる次第でございます。

○須藤委員 三党による合意といひますか、協議があるということなんです。それは、三党による考え方あるいは認識の違いといひますか、この特殊法人の合理化に関してはそういう違いがあるということでしょうか。

○山口国務大臣 お答えいたします。

それぞれ三党とも歴史もございましょうし、今日までの政策を論議してきた経過もあらうと思ひます。ですから、三党の意見がすぐ一致するといふのは期待する方がなかなか無理ではないかと思ひます。ですから、三党ともプロジェクトチームをつくりまして、真剣に今御議論をいただいているということとでございまして、そういった結果によりまして、先ほど申し上げたように、前倒しをして年度内に見直しはやる、という大方針を決め、それに沿つて与党としても、特殊法人の具体名について今後どのようにするかという御議論も進めていくだらうと思ひます。

私たちはそういった与党内の議論も踏まえ、先ほど政府としての取り組みスケジュールは申し上げました。一体となつて進めると同時に、特殊法人の問題はなかなか難しい問題であることは委員も御理解いただけると思ひます。したがって、先日の当委員会御提起がございましたよう

に、津島委員から御提起もありましたが、この特殊法人の整理合理化の問題やあるいは行政改革の問題は、与党と野党とが話し合ひで十年計画ぐらいのものをつくって真剣に取り組んだらどうか、こういう御提起もございました。そういう意味では、野党の皆さんの御協力もいただく中で、困難な課題であります、この特殊法人の整理合理化、内閣として全力を挙げて取り組むという決意であります。

○須藤委員 今お言葉の中に、三党に関してはそれぞれこれまでの経緯、考え方が異なるから、そういうことをいきなり期待してもちよつと無理じゃないかという趣旨の御発言があったかと思ひますが、私は、この行政改革というものは、一番最初に申し上げておきますように、政治家がどういう姿勢で臨むかということが、時の政府がどうかというふうにお話をしました。そして、担当大臣でいらつしやいます総務庁長官がまさに大なたを振るう立場にあつて、どういう立場でこの行革を切り込んでいくかという自体、これが行革を推進する一つの大きな力だろうと私は思ひます。与野党がそれぞれの立場で協力するのは、これは当たり前のこと。与党がやらすしてどうして野党がやるといふような発言が出てくるのでしうか。

私は、今長官がどのような姿勢でこの行革に取り組むかということを実は関心を持って答弁をお聞きしてました。今この内閣で、時限を切つて、個々の特殊法人であれば名称を挙げ、いつまでにその対応策を練るといふことが述べられましたが、もしそれが実行までいかなかった場合どのようにされるか、その心づもりをお伺ひしたいと思います。

○山口国務大臣 お答えいたします。

村山内閣としては、行政改革は最大の政治課題だといふ認識でございまして、また、先ほど申し上げたようなスケジュールに沿つて、各閣僚の皆さん方には真剣に取り組んでいただいております。

す。与党としても真剣に取り組んでおりますことは、先ほどお答えしたとおりであります。したがつて、私どもは、できないなどいふことを考へるのではなくて、いかにこれをなし遂げるかといふことに全力を挙げているといふことで御理解を賜りたいと存じます。

○須藤委員 どうも説明を聞いていていふやうな感じがして仕方がないのであります。

続いて、今回の税制改革の中で、地方消費税のことに付いて若干お伺ひいたします。

この地方消費税は、都道府県がその徴収取扱費を支払うということになっております。事務については国税の徴収と同じ形で行われますが、費用は自治体から徴収するということになっております。これは、その取扱費を支払うこと、県が支払うようになっておりますが、地方団体の財政自体を考えたとき、この支払いといふものをどう考へていらつしやるか、お伺ひしたいと思います。

○野中国務大臣 今委員御指摘のように、今回の地方消費税は、納税者の事務負担等を考慮いたしまして、国税にお願いをするにいたしましたわけでございます。これの徴収についての手数料について、委員は地方財政の実情からまあ支払わなくてもいいんじゃないかといふ旨のお話がございますが、国・地方の財政秩序から考えまして、当然地方税であります以上、いわゆる地方消費税であります以上、国にその賦課徴収について事務を委託する場合は、当然国にこれを支払うべきであると思ひます。

○須藤委員 では続いて、地方消費税の1%の2分の1を県に、そして残りの2分の1を各市町村に支払うという形になりますが、この市町村に分配される2分の1の中身についてですが、その各自治体における直近の恐らく国勢調査、こういう数字、人口、それと事業所における従業者数、この案分譲と譲与されるということになっているかと思ひます。

これは、例えば地域によっては、あるいはその各自治体によっては、特に大都市圏におきま

隣市町村、ベッドタウン化しているところにあつては、かなりの多くの人が、いわゆる住宅地という状況の中で、市町村の自治体にとつてみますと、この従業者の案分といふことはかなり不利といひますか、数字が小さくなつてしまふのではないかとお考へますが、この点に關してはどうお考へになつてゐるか、お伺ひします。

○野中国務大臣 市町村の消費の額を直接把握できませんのは、統計指標が現在ないわけでございますから、これにかわる指標をいたしまして、人口と従業者数を用いることとしたわけでございます。これによりまして、いわゆる昼間人口といふものが現にあるわけでございますので、こういう昼間人口を含めたおのの地域の消費の状態を的確に把握することによって、配分基準といふのはより適切なものになるというように私どもは認識をしておるわけでございます。

○須藤委員 時間が参りましたので、一応このことにつきましては、地方消費税を設定するといふことで、当然地方分権とかかわり、それから地方財政とかかわり、こういった観点からこの案分の仕方そのものが果たしていいのか、そして、都道府県2分の1、市町村が2分の1といふこの配分率がそれでよいのかどうかということが私は検討する項目ではなからうかと思ひます。

本日は、その他各大臣に出席の要求をしておりましたが、質問がそこまで至らなかったことで、出席されている大臣には御迷惑をかけたのでおわびいたします。これで私の質問を終わります。

○高島委員長 これにて須藤君の質疑は終了いたしました。

次に、山名靖英君の質疑に入ります。山名君。

○山名委員 改革の山名靖英でございます。かなり細かい問題も含めまして関係大臣に御質問をさせていただきます。

まず、今回の税制改革案の問題でございますが、この特別委員会での今までの論議を聞いておりまして、確かに税といふのはある面での困難性を伴いますし、納税者の側からいへば税金ほど嫌な存在はないわけでございますし、その中で、当然国として、また、地方として行政運営をやつていかなければならない。まして、二十一世紀の超高齢化社会への対応なり、いろいろな財政需要の増大、こういう点から考へても、応分の負担をお願いするといふことは私は当然ではないかと思ひます。

ただ、税の原則といふのは、その税が公平であり、また、簡素であり、そして中立であるといふ、やはりこういった存在でなければならぬ、これが原則でございます。今回の政府提案の税制改革案を見た場合、果たしてそういった税の本来持つべき原則に沿つた配慮がなされているかどうか、極めて大事なことでないかと思ひます。

私たち連立与党の際も、この税制改革については大衆議論を長時間にわたつてしまひました。私もまた、地元の有権者の皆さんとの対話を通じてこの税制改革の問題も訴えてきたわけでございますが、しよせんは皆さんの気持ちというものは、国自体が、行政がしっかりと肉を切り捨てる、行政改革をしつかりやっていたら、むだ遣いを排する、そしてまた、現行の消費税の持つ多くの矛盾といふもの、逆進性初め多くの矛盾といふものをどれだけ解消していただくか、そのことによつて、将来の年をとつた自分の姿を見るときに一定の応分の負担もやむを得ない、こういう理解者の多いのに私自身も意を強くしたことは事実でございます。

ともかく、今回のこの法案に盛り込まれた内容の中に、どのような、そういった税の原則を踏まえた特色を持ち、そして自信を持って国民の皆さんにお願ひをする、そういう内容になっているかどうか、このことについて、まず大蔵大臣にお伺ひをいたしたいと思います。

○武村国務大臣 今回の税制改革の基本の一つは、何といひましても所得税の減税であります。いわゆる働き盛りである中堅層の方々の重い税負担を軽減をさせていただく、このことに基本を置

いております。

もう一点は、社会の構成員全体が幅広く負担を分かち合うといえますか、そういう考え方に立つて消費税の二%充実に提案をいたしているところでごさいます。あわせて、従来の中小事業者に対する措置についても、今おっしゃった、公平、簡素、中立という原則にものとりながら、精いっぱい見直しをさせていただいたということであり

もう一つは、景気対策として減税という課題が、今回の税制改革には大きな柱として立っております。五・五兆円という今年度実施をしております減税を向こう三年間原則として実施をする、そして景気に対する内需振興の大きな柱としてこの政策を発動していこうという考え方でございまして、このことがやや全体の姿をわかりにくくしている面はあります。二階建てにしたのもそこです。三・五兆円の所得税減税でいいところにプラス二兆円の特別減税を来年もやるということになりましたから、その結果二階建てというふうな事になったということも含め、つなぎ国債、あるいはそれに対する財源措置というふうなことも含めて、減税政策という一つの大きな柱が立っているというのが三番目の特徴だ。

以上、そんなふうに私どもは思っております。

○山名委員 今も大蔵大臣がおっしゃいましたように、庶民感情からしますと、今の改革案というのはわかりづらいですね。やはり簡素化であり、本当に庶民の気持ちの上に立った公平感というのが今回の改革の中にあられていないかといえ、余りそれは感じられない。そういう意味では、この改革案が有権者の皆さん、国民一人一人の皆さんにとって本当に納得していただけるものかどうか、甚だ私は疑問だと思えます。自信はありますか。

○武村国務大臣 素直に全体像を御理解いただければ、国民の皆さんの御理解は深まるというふうには私は思っております。

○山名委員 後ほど触れさせていただきま

が、やはり行政改革の姿は見えてこない、あるいは将来の福祉ビジョンに対する施策も見えてこない、まして益税、逆進性を含むこういった消費税の持つ現行の矛盾点という、この解消にもまだまだほど遠い。こういった実情で、私は、国民の皆さんはなかなか今回の内容については理解できない、納得できないんじゃないか、こういうふう

先ほど大蔵大臣は、今回の改正案の中身は働き盛りの中堅所得層に配慮した、かつてこの委員会でも総理は、今考え得る最善の内容である、こういった意味の発言をされました。大蔵大臣が考えられる中堅層というのは、どの層を指すんです

○武村国務大臣 現在の所得税を前提にしながら申し上げているつもりでございまして。そうしますと、五段階の累進税率になっておりますが、最低一〇%から始まりますから、次いで二〇%、三〇%、こういうふうな税率が上がってまいります。今、今重点を置きましたのは、この二〇%のところでありまして、二〇%の幅をかなり思い切った拡大をさせていただいた。

従来、これは標準家庭の場合ですが、七百万から一千万ちょっとまでの層でありましたのを、七百万七十万から約千三百五十万のところまでぐんと拡大をさせていただいたことが示しておりますように、かなりこのブラケットを拡大することによって、結果としてはほとんどのサラリーマン、正確には九〇%を超す所得税を納めていただくサラリーマンが生涯二〇%以下で済むという状況にすることができたというふうに思っているわけでありまして、そのことを指して中堅所得層の累増感を軽減させていただくというふうに申し上げているところでございまして。

○山名委員 二〇%のブラケット部分を広げるといふそのことによって、一千二、三百万までの層についての累増感というのを解消しよう、こういうことですね。

大蔵省が試算をされたペーパーを見ますと、年

収四百四万円のサラリーマンの所得税あるいは住民税の負担は年九万二千二百五十円。ところが、これが八百万の年収になりますと、税負担が、四百万と比べれば、今は八・五倍であるわけですが、それが十・六倍となる。それから、一千万という年収になりますと、今は四百万と比べれば十四・四倍であるが、それが二十・一倍。年収が一千二百万、このクラスになりますと、現行二十三・二倍が三十・八倍、こういうふうな負担が広がるという試算が出ておられます。間違いないと思いますか。

○小川 是政府委員 ただいまの、年収四百四万円のクラスが九万二千二百五十円から、改正案によりますと、制度減税ですと六万五千五百円ということになります。それから、八百万円、一千万円、一千二百万円の数字は、それぞれおっしゃるのとおり軽減の状況でございまして。

したがって、四百四万円と八百万円の方、あるいは四百四万円と一千万円の方の負担する税額の倍率を比較いたしますと、ただいま委員が御指摘になったような形になるわけでございまして。

○山名委員 今回の改正案が低所得者の減税を優先させた、これは私はこれで大変結構なことだと思えます。しかし、一方で、そういった累増感はどういうふうな形で解消されるということになれば、大臣のおっしゃる垂直的公平に欠けるのではないかと、こういう気がするわけですね。その点、どうでしょうか。

○武村国務大臣 山名委員は四百万を例に挙げてお話をいただいたわけでありまして。課税最低限が今回は三百五十三万台ですか、課税最低限に近い四百万という層を前提にお話をいただきました。これは、三百五十万以下はもうゼロでございまして、ね。で、税額が非常に少ない、一番少ない層ですね。そこからごらんいただくと倍率を計算されるとき、確かにおっしゃるような数字になるのは事実でございますが、今回の改革も含めて、我が国の所得税の所得階層別の状況というのは、やはり

累進税率という制度をそれでも貫いております。限りは、四百万とおっしゃるいわゆる低い層の方々にとつては税金は非常に少ないということとは事実でございますし、数年前の税制改革と今回の改革を重ねて見ても、むしろこの層の緩和率といえますか、減税率が非常に高い、七〇%をたしか超えるというふうな率でこの二回の抜本税制改革によって減税が実現されているということも含めて、その低さというところにひとつ目を向けていただくと、大体この倍率の問題は御理解いただけるんじゃないかと思えます。

○山名委員 次に、この委員会でもたびたび大臣も総理もおっしゃっております、いわゆる所得、消費、資産のバランスある課税、これは私もそのとおりだと思っておりますが、今回の改革案を見る限り、資産についての改革案は盛り込まれておりません。そういう点では、所得、消費、資産のバランスある課税、こういうふうにはなり得ないのであります。抜本的な税制改革とはいえない。今後見直しの時期を含めてこういったことも検討されるでしょうか。地価税あるいは有価証券取引税等々の見直しについて今後どのように取り組みをされるのか、お伺いをしたいと思います。

○武村国務大臣 資産の中で、相続税についてはことしの改革で実現を見ているところでございまして。今回の改革には、確かに資産関係の税目は入っております。

今お尋ねの地価税につきましては、もう再三お答えをいたしました。固定資産評価との関連で地価税はやはりおっしゃる通り、一部に地価税廃止論もおっしゃる方もありますが、この制度ができた経緯を振り返りながら、決してバブル対策として地価税が誕生したわけではない、むしろ土地基本法の四つの原則を踏まえてこの新しい税制が生まれたことを想起いたしますときに、やはりこれは、見直すところは見直しをしながらも定着を図っていきたいというのが私どもの考えでございます。

有価証券取引税につきましては、最近、金融・資本市場の空洞化ということが言われる中で、そういう廃止の声が出ていることを承知はいたしておりますが、これも五千億前後の大きな財源になつてはいるわけであります。そういう財政の面から考えても、廃止というのは容易なことではありませぬ。そしてまた、有価証券の譲渡益課税とか、全体の中でこの有取税そのものは見ていく必要があると思つておりました。直ちにこれを廃止するという議論に私もは同調するわけにはいかないという考え方でございます。

○山名委員 この資産課税の問題につきましても、今後の課題として、廃止を含めた形の見直しをぜひお願いをしたいと要望しておきます。

今回の税制改革のフレームを見ますと、消費税率の引き上げによる政府負担の消費税増加分というのがございまして、〇・七兆円。〇・七兆円程度負担が増加するわけでありますが、一方で、このうちの〇・四兆円につきましましては、「公債発行により得るもの」、こういうふうになつておりますが、この「公債発行により得るもの」というのは何を意味するんでしょう。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

今御質問の消費税負担の増加分の話でございしますが、これは、政府支出にも消費税はかかるわけでございまして、したがって、消費税の引き上げに際しまして政府における消費税負担が増加するわけでございまして、その増加のうち、いわゆる公債発行対象経費、投資的経費でございしますが、にかかると部分につきましては、現在の厳しい財政状況でございまして、そのかなりの部分につきまして建設公債で賄わざるを得ないという考え方のもとで、全体のフレームの中に含んでおるわけでございます。

○山名委員 公債で賄うといつても、いずれ将来は政府や地方自治体の負担になるわけであります。最終的には税によって賄うというふうに思います。そうであつたら、これを増収要因として考えるのはおかしいんじゃないか、単純に私はそう

思いますが、いかがですか。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

いわば増減収全体の中で、いわゆる増収ということよりも、むしろその増加分を公債発行によつていわば財源を賄うという趣旨でございまして。

○山名委員 余りよくわからないのですが、この〇・四兆円というのは、一方で、今回のフレームにおいてはいわゆる社会福祉に充てられるべき財源、こうなつております。公債発行による〇・四兆円をこのフレームに計上した。むしろ、しなければ社会福祉の〇・四兆円、これが生み出せなかつたんじゃないか、したがって、そういう意味ではかなり数字合わせ的にこの〇・四兆円というのを、公債発行によつて得るものというふうな形で計上をされたのではないか、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○武村国務大臣 そんなつもりはございません。たまたま〇・四兆円といひますか、四千億という数字が出入りで挙がつておりますためにそういうふうな御理解をいただくのかもしれないんですが、決してそんなものではございません。

今申し上げたように、従来も恐らく、公共事業で建設国債の充当されるものは全体の経費が予算に計上されてきておりますから、そういう意味では、支払うべき消費税の額もごく自然な形で建設国債の対象になつていたのではないかと、そのことをきちつと数字で表現して、今回四千億円という形でこのフレームの中に挙げさせていたのだというところであります。そう御理解を賜りたいと存じます。

○山名委員 数字的に合致するからそうだということじゃなくて、当初のフレームからそういったものはなかつたわけで、何となく今回、社会福祉にもそれだけの財源をつけないければ理解いただけない、最終的にそういう形の手法をとつて数字合わせをしたのではないか、こういうふうには私が見ておるところでございまして、それはそれで結構でございまして。

この問題についてはずっと出ておりますが、地方制度調査会が過去五回にわたつて、答申を何回も出してはいるわけですが、一向にこの問題については進展しない。いつも各府県の強い抵抗に遭つて棚上げされておるわけでございまして。

現在、この地方分権の基本的な考え方あるいは国と地方の役割などについて、むしろ地方自治体が積極的に乗り出してあります。今、全国四十都道府県において研究会あるいはプロジェクトチームをつくりまして、やる気満々で地方自治体は取り組んでおるわけでございまして、こういった地方のやる気の中で、今後この地方分権の推進を目指すしてどのような取り組みをされていくのか、そのスケジュール、めどについてお聞かせをいただきたい。

○山口国務大臣 お答えいたします。

御指摘のように、地方制度調査会が鋭意議論をいたしまして、中間報告をいただきました。また、年内には答申もいただけるのではないかと思つておりますが、同時に、地方六団体におきましても機関を設置をいたしまして、専門的立場から地方分権のあり方について議論をいたしまして、地方自治法に基づく意見書として政府の方に提出をいただいているというところは承知をいたしております。

政府といたしましては、総理大臣を本部長とする行革推進本部の中に地方分権部会、これを設置をいたしまして、過般の地方分権部会では、鈴木知事会長から地方六団体の意見も承りました。また、地方制度調査会の宇野会長から中間報告について御説明をいただいた次第でございまして、地方分権部会といたしましては、専門的立場からの議論も積み重ねまして、年内には分権大綱について御提言をいただけることになつております。これを受けまして、政府といたしましては、各省庁間の調整を進めまして、できるだけ政府内部の調整を進め、また与党の皆さん方の意見調整も行いまして、地方分権に関する基本法を何と

ういう熱意を村山総理が示しておられますので、私もとしましては、その総理の意向に沿ひまして鋭意作業を進めている、これが現状でございまして。

○山名委員 ひとつがっちり取り組みをお願いしたいと思ひますが、観点を交えて、私は、この地方分権の推進にとつて極めて重要なポイントはいわゆる財源問題だ、こう思つております。権限を移譲といひますか、分権、権限を分け与える、こういうことじゃなくて、もともと私は地方にある権限を取り戻すというふうには思つておりますが、ともかくそれはそれとしまして、この財源問題をやはり同時に考えていかずして、この地方分権の推進というのはまさに絵にかいたもちになつてしまふ、砂の上にかいた城になつてしまふのではないかと、こういうふうには思ひます。したがって、この分権と財源問題、ひとつこのことについての方針について、まず自治大臣から。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、地方分権の推進に当たりましては、地方税財源の充実が欠かせないこととございまして、地方における行財政改革の一層の推進を一方に持ちながら、他方、いわゆる地方の税財源の拡充を図つて行財政基盤の充実強化を必要としておるわけでございまして。

また、今後、地方団体において深刻に訪れてくる高齢化対策等を初めとする地域の社会福祉や生活関連社会基盤の計画的整備のための経費が必要となつてくるわけでございまして、安定的かつ伸長性のある税財源が付与されることが望ましいと考へておるわけでございまして。

その一環として、今回、従来の消費課税の割合が少なかつた地方税の体系に地方消費税の導入が図られたことは、一つの地方分権への大きな足がかりになつたと思つてございまして。また一方で、自主財源である地方税のほか、地方交付税等の一般財源の充実強化も分権のために必要でございまして。今後こうした観点から、さらに地方税の充実にあわせまして、地方交付税所要額の確保等地方一般財源の充実強化を図つてまいりたいと存じております。

○山名委員 今、大臣おっしゃいましたように、極めて速いスピードで地方では高齢化が進んでおります。この地方の高齢化を支える安定した地方税収の充実の必要性というのは、これは極めて高いわけでございます。ホームヘルパーの増員あるいは在宅福祉サービスの充実あるいは生活環境の整備、地域福祉のニーズというのはますます膨れ上がっております。今その大部分を地方自治体が担っております。

ところが一方、この国と地方の税源配分というのは極めてアンバランスではないかと思っております。今後こういった福祉の、高齢化の進展の中で、地方自治体にとって分権ということを進める上においてこの税源確保というのは極めて大事な観点であります。国と地方とのそういう税源配分の問題について、大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

○武村国務大臣 基本は、憲法の地方自治の本旨にのっとり地方税源の充実を進めなければいけないというふうに思っています。自治大臣の今のお話について、全く同感であります。

○山名委員 国の税源の論議はかなり活発であります。地方のそういった事務負担に基づく大きな負担、また大きな時代の移り変わりといえます。か、こういった中での地方の充実、こういったことを含めて、今後ともその財源問題については徹底的にやり論議をしなければなりませんし、国を挙げてこの地方分権に取り組む、こういったことではあります。あわせてその税源、財源問題についてもしっかりと取り組んでいただきますよう要望をさせていただきます。思います。

次に、地方債の問題で若干お聞きをしたいと思います。地方債というのは、地方団体が所要の経費を賄うべき財政収入の不足を補うために発行をするといえます。資金借入れの返済を負担する長期債務、こういったふうには言われておりますが、本来、他の財源と異なりまして、将来その償還のための財政負担を伴うわけでありまして、地方債

を財源とすることについては、これは極めて慎重でなければなりません。そういう意味では、地方財政法第五条にも「地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならぬ」と明確にうたっております。いわゆる非暴債主義でございますが、ここ数年、この地方債に依存する傾向というのは極めて顕著になってきておる、こういう実態もあると思えます。

先ほどからお話が出ておりましたけれども、公債費負担率一五％で黄、二〇％で赤信号、こういうことでございますが、この地方債の今後各地方自治体が大きな負担となっていく、こういうことについては一定のやはり是正策も必要ではないか、こう思っています。

そこで、この地方債について、今後分権の問題あるいは福祉の問題を含めて各地方自治体でどのような高まりを予想できるのか、この比率についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○野中国務大臣 詳細につきましてはまた政府委員から答弁をいたしますけれども、もう山名委員十二分に御承知のように、地方債は、少なくとも、例えば学校建設とかあるいは道路建設とか、現在そこに生きてそしてそれを使用しておる人だけが使うのではなく、長い歳月にわたって利用するものにつきましては、その何十年か先に、例えば学校に地方債を割り当てます場合はその二十年、三十年後にその地に住み、その時代に生きていく人にも応分の負担をしてもらうべきだ、そういう考え方で、いわゆる国における建設国債に匹敵するものとして地方債を発行しておるわけでございます。

が、しかし、今回の個人住民税の減税によります減取につきましては、当面特別の特例地方債を充当することによって補てんをすることにいたしておるわけでございます。したがって、現在の減税補てん債の発行によりまして、一般的には若干地方公共団体の公債費率は上昇することが考えられます。しかし、この減税補てん債の償還財源につきましては、交付税特別会計における借入

金の償還財源とあわせまして、後世代の負担に残さないように今回の税制改正の財源フレームの中で確保することとした次第であります。

○山名委員 今回の税制改正のいわゆる住民税減税等の補てんのためにどれぐらい公債費が押し上げられるのか、ちょっと数値的に教えていただきたいと思えます。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。

今回の住民税減税によりまして、これを減税補てん債で賄うということになりますと、その元利償還が恐らく年大体三千億ぐらいになるのではなからうかというふうに思われます。これを現在の一般財源ベース、大体六十兆円ぐらいでございますので、非常に大まかな前提で恐縮でございますが、そういう前提で計算しますれば、〇・四％か〇・五％ぐらい公債費負担比率を引き上げることになるかというふうに試算をされます。

ただし、これにつきましては、今後の一般財源が年間どういうように伸びていくか、そういったことも非常に大きな影響を与えますので、あくまでも大胆な試算ということで御理解いただけたら幸いです。

○山名委員 今各地方自治体のいろいろな箱物を含めまして、地域のいろいろなニーズに従っているいろいろな事業が進められておりますが、地方の単独事業もそういう意味ではウナギ登りに上がっておるわけでございます。一方で、この地方債の発行につきましては債券市場では敬遠がちな、こういうふうには聞いております。当然、地方自治体は発行規模が小さいわけでありまして、流通量といたのが少ないわけですから、値決めというのが難しいというところにも原因もあるようにござい

ます。例えばアメリカなんかは、州が債券発行機関を設置をいたしまして、その機関が州内の自治体の資金需要に応じて債券を発行する、こういうシステムをとっておるようでございます。ドイツでも、一部の民間金融機関が複数の自治体の資金需要をまとめて自治体債券を発行できるようにして

おる。こういう諸外国の例もあるように、我が国でも地方債の共同発行という道をやはり開いた方がいいのではないか、こういうふうには思っております。地方財政法の中にも、共同でいわゆる事務組合という形で地方債を発行できるという規定もございまして、また、地方債証券の共同発行もできるという規定もございまして。

そういう点で、地方債の共同発行というシステム化についてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。

地方債の共同発行につきましては、現在、地方の公営企業の発行いたします地方債につきましては公営企業金融公庫において共同発行というような形をとっているわけでありまして、地方公共団体の一般の地方債についてそういうようなシステムがないということでもあります。

今委員の御提言につきましては、非常に魅力的な案でございますので、私も十分な研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○山名委員 では次に、行政改革についてお伺いをいたします。

自治大臣、大臣に就任直後、あなたは記者会見でこういう発表をされております。税制議論も、減税だから増税、あるいは福祉を向上させなければならぬから消費税アップだというのは短絡過ぎる、まず第一に行政改革を大胆にやる、こういうふうにおっしゃっております。また、政界については結構思い切ったことを言う財界人や学者がなぜ大蔵省を聖域にするのか、銀行、証券、保険業界から公正取引委員会や捜査権を持った国税庁、税関まで管轄している巨大な役所が世界のどこに存在しますか、なくすべき官庁の第一は大蔵省だ、こういうふうには明言をされております。今もその考えは変わりございませんか。

○野中国務大臣 一人の政治家としてはそのように認識しております。

○山名委員 大蔵大臣、自治大臣の、改革すべき第一は大蔵省である、このように胸元に短刀を突

きつけられたわけですが、いかがですか。
○武村国務大臣 大蔵省にも改革をすべき点は多々あると思っております。

○山名委員 私は、国の行革もさることながら、やはり地方の行革、これもまた極めて大事な観点だと思っております。

自治大臣もかなり思い切った発言を、一人の政治家という立場ですか、されておるようでございますが、大臣の発言というのは極めて重いわけでありまして、そういう点では国民に対する公約としてしっかりと閣議の中でも発言をしていただいで取り組みをお願いしたいと思いますが、この地方の行革について今後どのように進められていくのか。

先般、自治省は地方自治体に対して、その取り組みべき行革の指針というものを事務次官通達で出されておりますね。この内容、今回特に力を入れて従来とは違った指針として打ち出した、この中身は何でしょうか。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、自治省におきましては、国の行政改革とあわせて、地方分権の推進を図るためには地方みずから行政改革を行うべきであるという地方公共団体間共通の認識といたしまして、先般、地方公共団体の行政改革推進のための指針を出した次第でございます。

一つには、地方公共団体のそれぞれの行政の組織、運営全般にわたる総点検を行いまして、地域の実情に応じて、改革、改善を要する事項について新たな行政改革大綱を自主的に策定をお願いをしたわけでございます。

また、それぞれ公共団体の庁内に行政改革推進本部を設置して全庁的な取り組みを図るとともに、住民の代表者から成る行政改革推進委員会をも設置をお願いをしたところでございます。

この行政改革大綱は、おおむね一年以内を目途にして策定をして、住民に公表をしていただきたいという旨もお願いをしておるわけでございます。また、行政改革大綱の推進状況につきまして

も公表をしていただきたいということもお願いをしておるわけでございます。

重点事項といたしましては、事務事業の見直し。一つには、行政の責任領域に留意した事務事業の整理合理化を行うこと。あるいは行政手続の制度の適正な運用と地方公共団体独自の規制の見直し。国が規制緩和をいたしても、地方が条例をつくってまたそれによって規制が強化されてもならないわけでございますので、地方もまた独自の規制の見直しを申し上げておるわけでございます。また民間委託を推進すること。あるいは事務事業の広域的処理の推進。補助金の整理合理化。

次には、時代に即した組織、機構の見直し。社会経済情勢の変化に対応した組織、機構の見直し。公社等外郭団体の見直し等々。職員の定数状況の公表。あるいは職員の適正化の計画の策定。また給与の適正化。あるいは、効果的な行政運営と職員の能力開発の推進としていろいろな点を挙げておるわけでございます。

また、行政の情報化の推進による行政サービス向上すること。また最近、特に高度情報通信技術の進展に対応した行政の情報化。また住民基本台帳の電算化等の促進によります行政サービスの向上。

また一方には、最近、会館、公共施設が随分できたわけでございますけれども、これの管理運営。特に、施設整備に当たって、その役割、機能、需要等の多面的な検討を行うこと。管理運営面の充実による施設の有効活用を進めること。管理委託の推進等による効果的な施設の運営。

各般にわたる項目を示しまして、それぞれ地方公共団体にその指針を示したところでございまして。

○山名委員 極めて多岐にわたる指針の内容になっておるわけでございます。地方自治体については、そういうことで極めて効率的な運営のための行革指針というものが出されて、音を立てて流れている感じがいたします。やはり国もそういう

点では、地方がそういうことで頑張っているのに、国が遅々として、各省庁間の主張ばかり言い合ってその抵抗の前に挫折をするということがあるのでは断じてならない、私はこのように思っていますし、ぜひとも国・地方挙げてこの行革が進み、国民のニーズにこたえられるように推進方を心からお願いをする次第でございます。

地方の行革の推進の中で、職員の適正化を図るという一項目がございしますが、私はこの際、分権の受け皿ということもさることながら、従来、国と地方自治体間のいわゆる縦の人事交流といいますが、職員派遣、こういったものがかなり主体でございました。これはできるだけやはり縮小すべきである。むしろ同レベルの市町村間の職員交流、こういったところにインセンティブがあるんじゃないか、こういうふうな思いを持っておりますが、自治大臣、どうでしょう。

○野中国務大臣 お説のように、地方公共団体相互間の職員交流というのは非常にこれからの重要な課題だと存じております。

現在、いわゆる都道府県と市町村を中心にして、職員の派遣あるいは研修、交流が行われておるわけでございますが、今委員が御指摘になりました市町村間の交流というのも非常にこれから大切であろうと思うわけでございまして、私もそういったことも、それぞれの地方公共団体において自主的な判断に基づいてこれが行われることを期待しておるわけでございます。そういうことを通じて、他の地方公共団体を経験することによって、新たな貴重な人材が育成されていくと存じておる次第であります。

○山名委員 次に、地方消費税の問題について伺いをいたします。

この地方消費税の導入問題につきましては、我々も今日まで議論を重ねてきたところでございます。その中で、大蔵省の皆さんともいろいろと議論をしたわけでございますが、大蔵省側は、租税理論上問題がある、こういうことで極めて消極的な姿勢を貫いてこられました。

今回、地方消費税が導入をされるということにつきまして、従来からいわゆる租税理論上問題があるとしてきたその問題がどのようにクリアをされたのか、どのように解決を見て今回の導入に至ったのか、その点について明らかにしていただきたいと思っております。大蔵大臣。

○小川(是)政府委員 この問題につきましては、いわゆる諸外国で行われております多段階型の付加価値税の類型として、地方消費税を実施することについては、幾つかの基本的な問題があると考えました。

一つは、これは消費税、どこの国でも付加価値税というのは最終的には消費者が負担する税でございます。そういったしますと、多段階型を都道府県が執行主体、課税権を持って実施するときに、各消費者が実質的に負担するような税になるであろうかという点が一つございました。この点につきましては、今回の地方消費税におきましては、各都道府県の消費に関連する指標によって、集められた税が都道府県に配賦される、帰属するという清算がなされるということになったわけでございます。

もう一つは、同じように基本的な問題といたしまして、多段階課税でございますと、都道府県が主体であるならば、都道府県の間で動く都道府県清算をする、各国間では国境税調整をやっているわけでございますが、それと同様の、県と県の間を動くときに県境税調整というものを考える必要があるのではないかとというのが第二点でございます。この点につきましては、ただいま申し上げましたような清算、都道府県に一たん入った税を実質帰属するところに清算をするというシステムをつくる、これがいわばその県境、県と県の境で調整をするのに似てくるといえるのではないかと、この問題を一応クリアできていないのではないかと、このように思っております。

いま一つの大きな問題といたしましては、やはり納税者にとってのコスト、あるいは執行面でのコストの問題もございました。この点について

は、税務署あるいは税関にその税の執行を委託するといふ形で納税者の事務負担の軽減等を図ることになつてゐるわけでございます。また、市町村に対する税源配分の問題につきましては、税収の二分の一が都道府県から交付されるという形でこれにたえるようにしてゐるというところでございまして、私どもが税のあり方として幾つかの問題を自治省と御相談をいたしましたところにつきましては、一応御説明申し上げたような形で解決が図られたのではないかとこのように考えております。

○山名委員 今回の地方消費税は、従来の消費譲与税が廃止をされて新たに創設されたわけでございますが、従来の消費譲与税と今回の地方消費税の仕組み、どこが違うのか。

消費譲与税というのは、電気税、ガス税あるいは木材引取税、こういった廃止に伴つた代替税源としての消費譲与税の仕組みでございます。また、地方税に近い性格を持つておるわけでございまして、また、その配分についても、一定の国の関与というものは排除をされておりますし、いわゆる基準財政収入額への算入も地方税と同一扱いがされてゐる。だから、一般財源としての機能もこの消費譲与税は果たしてゐるわけでございます。

○野中国務大臣 もう山名委員十分御承知のように、現行の消費譲与税は、国税である消費譲与税の一部が地方に譲与されるわけでありまして、地方に譲与するといふ税でございます。そういう点から考えますと、地方団体と納税者の間が切斷をされておるわけでございます。これが今回の地方消費税によりまして、地方分権、地方自治充実の観点から見て一つの大きな前進になつたと私は認識をしております。

また、今回提案しております地方消費税は、それぞれ都道府県の議会で条例として制定をいただく税でありまして、一つには、消費額の一定相当額が地域の都道府県の収入となるわけでございます。消費者にとりましては、受益と負担の關係が明白となりまして、地方行政への参加意識が高まると考えておるわけでございます。

二つには、消費を盛んにすることが地方のそれぞれの税の増収につながるということで、地方団体による地域の活性化に向けた取り組みのインセンティブとなると存する次第であります。

○山名委員 そうしますと、この地方消費税についても、やはり国が一本で徴収をするのではなくて、分け与えらるという意識を薄めるために、それぞれ都道府県で徴収すべきではないか。事務コストの問題等が言われておられますけれども、仮にこれが国で徴収されれば都道府県で徴収された場合、どのようなコスト増につながるのか、そしてさらにその問題点を御答弁をいただきたいと思います。

○野中国務大臣 コストを出したわけではございませんが、納税者の事務等を考えてみますと、やはり同一箇所で申告納税をし、そして事務の効率化をやるというのが、地方の税は地方で取るべきが建前でありまして、これだけ行革が叫ばれておるときに、地方の税だから地方が取るということだけにこだわることには、それぞれ、今納税者が税務署及び税関等で納めていただいておる手続を尊重いたしまして、そして一体的に賦課徴収していただくことが一番望ましい、現状に即しておると考えた次第でございます。

○山名委員 現実、納税者の利便を考えても、今はほとんどが銀行振り込みによるわけですね。伝票についても、複写式の伝票を用いる。こういうことで、そんなに納税者にとつての負担にはつながらないと思ひます。

当然地方消費税の性格からいって、自分の町で買ったものは自分の町で税収として上がり、かつその町のために使へる。要するに、地域住民との切斷といふ従来の税のあり方から一歩前進した地方消費税の性格を持つてゐるのならば、そこまでやはり徹底したいわゆる徴税システムというものは当然考えていかねばならないか。そういう点で、大蔵省が国で一本徴収するというところで地方消費税をお認めになったかどうかはわかりませんが、これは今後の課題としてぜひお考えをいただきたい、こういうふうに思ひます。

この配分についてですけれども、都道府県に対して一定の清算後の二分の一、市町村に二分の一と先ほどもお話が出ておりましたけれども、これによつてどれだけの格差というものが生じるのか。二分の一の根拠といふのはどこにあるのか。

○野中国務大臣 地方消費税は、今後の福祉社会を築いていく上に立ちまして、今後の税制改革の一環として、先ほど来たびたび申し上げておりますように地方分権の推進、地域福祉の充実のための道府県税の自主税源としての提案をさせていただいておるものであります。

この場合、道府県の税収構造が、委員御承知のように、法人所得課税に偏つた、景気に左右される不安定なものでありますだけに、その改革が求められてゐること、市町村につきましてもまた、地域福祉の主体として安定的な財源を得るといふ、その財政基盤の充実のためにも必要であると考えておるところでございます。

したがひまして、二分の一を市町村に交付をするわけでございますけれども、この二分の一の交付をもつて市町村財政が真に充実されることは考えられませんし、福祉、さらに今回の減税等を踏まえまして、都道府県民税の一部を譲与しなければなりませんし、あるいは交付税の補てんが必要であると考えておる次第であります。

○山名委員 地方消費税といふのは地方の独立税、これで間違いありませんか。

○野中国務大臣 そのとおりでございます。

○山名委員 独立税といふ以上は、各都道府県において税率改定、こういうことが十分可能である、地方税法の中で決定することができ、こういうふうに見ていいたしうか。

○野中国務大臣 基本的には委員おっしゃるような考え方もできると思ひますが、消費税は、やはり消費が普遍的でありますために、それぞれ偏らないように考慮をいたしますと、全国的に画一で行うような方途をとるべきであると考へております。

○山名委員 例へば今回の改正案を見ますと、一%の地方消費税、これによりまして実質的に入るの地方消費税分一兆二百億なんですね。それは、個人住民税が一兆三百億でありますから百億少ない、こういう実質的な地方消費税による税収となるわけでございます。それは現行の消費譲与税等も廃止をして引くわけでございますから、中身はそういうことで、個人住民税の減税分、それよりも百億少ない地方消費税の導入、これが果たして今後地方分権の一助となり、あるいは地域福祉の大きな推進になり得る数字であるのかどうか、私は数字的に見て極めて疑問である。意義的に地方分権の一つの突破口になるといふ、こういう意義づけならそれでわかりませんが、これが本当に地域福祉の貢献、高齢化社会の進展の中での対応につながるのかどうか、極めて私はそういう点では疑問に思ひますが、御所見をお伺ひしたいと思います。

○野中国務大臣 現行の地方税制は、さきの抜本改正におきまして、消費税の導入に伴いまして地方間接税が廃止、縮小をされたことは委員先ほど御指摘のとおりでございます。直間比率は国以上に、先ほど私申し上げましたように、法人所得税課税が非常に割合が高いこともありまして、道府県税におきましては変化が激しいわけでございます。そういう景気的情勢等によって税収が影響を受けやすい問題と考えますときに、今地方分権の時代が訪れようとしておる、また時代の要請であるときに、さらには一方、高齢化の進展に伴いますときには地方行政の役割がますます重大となってくることを考えますと、地方税の充実とあわせて安定的な税体系を確立することが緊要であると思っております。

そういう意味におきまして、この地方消費税は、先ほど申し上げましたように、これですべてでございせんけれども、地方分権、そして安定的な税財源を得る上に今回の改正はその一里塚を、そしてその流れに弾みをつけることになったというように認識をしておるわけでございます。○山名委員 じゃ、時間がありませんので先へ進みたいと思いますが、特別地方消費税の問題でございます。

これについては論議があったところでございますが、今回の地方消費税の導入によりまして、この従来からある特別地方消費税について廃止をするのかどうなのか、こういう論議だったと思えます。

確かに、地方消費税の上に特別地方消費税が乗っちゃうという二重課税的な、これは否めなないわけでございますが、一方で、有名観光地を抱えておる都道府県、市町村にとっては極めて有効な財源でもあるわけでございます。この改廃について今後どうされるのか、もう廃止をされるのか、その点についてのお考えをお聞きをしたいと思えます。

○野中国務大臣 特別地方消費税につきまして、先日いろいろな御論議があったところでござ

います。

申し上げるまでもなく、平成元年度の抜本改正におきまして、課税対象とされておる消費行為と個別の地方公共団体の行政サービスとの間に密接な対応関係があるということから、地方の自主財源として存続を調整の上になされたわけでございす。したがって、私は、今回の地方消費税が導入をされまして、地方団体にとって、今委員御指摘のように、貴重な自主税源であるこの特別地方消費税の課税の合理性及び必要性が損なわれるとは考えておらないのでございます。

しかも、今委員が御指摘されましたように、観光地等を抱えております地方公共団体にとりましては、例えば群馬県の伊香保町などは全体収入の一割をこれが占めておる、委員の京都市等におきましても非常に高い率を占めておるわけでございす。それだけに、これを安易に廃止いたしますことは、当該市町村に対する影響も財政的に大きなものがありますし、また、平成元年度のこの特別地方消費税創設の際に、観光協会あるいは環境関係の団体等にその税の一部を交付金として交付する等の措置が講ぜられておるわけでございまして、こういうものがセットで行われております以上、慎重な配慮をしなければこの関係団体にも影響を及ぼすであろうと思っております。

いずれにいたしましても、消費税の導入される二年先を見据えながら、連立与党の税調におきましても抜本的な検討を必要とされておりますので、私も、そういう事情をよく関係機関に申し述べながら、この税のあり方について検討をしてまいりたいと存じております。

○山名委員 私は京都出身であります。去る十月の二十五日でしたか、閣議で和風迎賓館が了承されました。これは、今京都御苑の中に約二ヘクタールですかの敷地でもって和風迎賓館を建設しよう、こういう構想でございまして、これについては、国際社会の進展の中でやはり東の赤坂の迎賓館、西のこの和風迎賓館と、相並ぶ国賓の接待場としての意義を込めて、この計画が相当前

から練られておったわけでございます。

この和風迎賓館の問題でございまして、地元の意向といえますのは、やはりこの際、洋風ではなくてまさに和風の、京都らしきというもので賓客をお迎えしたい、そのためには、茶室なりあるいは能舞台なり、そういった京の伝統芸能、文化というものもしっかりと紹介をする、そういう場でもありたい、こういう強い希望を持っておるわけでございす。

現実、この和風迎賓館の構想の中にはそういった施設等の計画が含まれているのかどうか。官房長官、お願いします。

○五十嵐国務大臣 委員御質問のような御趣旨で、迎賓施設の建設について、今年、御案内のように基本計画のための必要な諸調査をさせていただいてる次第でございす。

建設の場所という面では、我が国の歴史・文化の象徴として国際的にも広く知られているやはり京都に海外からの賓客の接遇を行う国の迎賓施設をつくらう、こういう考えでやっております。ありますが、現在構想している内容としては、迎賓施設の設置場所は京都御苑内饗宴場跡地といたしたい。なお、その建設に当たりましては、京都御苑の国民公園としての役割、周辺の環境及び景観との調和等に十分配慮するものにいたしたい。また、迎賓施設の態様につきましては、海外からの賓客にとつての利便性、快適性等に配慮しながら、しかし一方、我が国の歴史・文化に根差した日本の空間を感じられるような和風の態様にいたしたい。こういうふうに考えているような次第でございまして、明年はそういう考えで基本計画をつくっていきたい、こういうふうに思っています。

御案内のように概算要求でもその必要な額を要求をいたしている、こういうことでございす。

○山名委員 今はお答えが無理だと思えますが、ぜひそういった地元の要望といえますが意見も取り入れていただきまして、より京都らしさが引き出せるような内容の計画をひとつお願いをしたいと思えます。

問題はこの財政負担の問題なんです。今後そういった附属施設等をつくる場合、どこが負担をするのかということも大変大きな関心事でもありますし、それからいわゆるランニングコストについては、これはもう全面的に国が見てもらえるのか、地方の負担増につながるのかどうなのか。自治大臣、地方が国に対してそういう提供をすることは、これは法律的に禁じられているわけですね。自治省として、その辺の工夫はございせんか。

○遠藤政府委員 お答えをいたします。地方財政再建特別措置法の規定によりまして、地方団体が国に寄附をする等の措置は禁じられております。

○山名委員 そうなれば、第三セクター方式でやるのか、いろいろな工夫をしていかなきゃならぬわけですが、地方における負担増、これに結びつかないようにぜひ国としてもお考えをいただきたい、こう思っています。

これは、あと幾多の課題が残っています。すんなりいっているようでもやはり反対運動もございす。現実、スポーツ広場となっているその代替地の問題、あるいは警備の問題、こういった問題、さらには地元の意見、要望がどこまで聞いていただけるのか、そのためのやはり検討機関というののもつくってほしい、こういった要望もございすし、あわせてひとつその辺も取り入れていただき、一つ一つの問題をクリアをしなから、いい迎賓館ができましたように期待をするところでございす。ちょうど関西化学工業研究都市あるいは関西国際空港、こういった大きな広がりの中で大変意義あるものだ、こういう認識を持っておりますので、要望をさせていただきます。

最後になりましたが、最近、けん銃使用による事犯が多発しているようでございす。住友銀行名古屋支店長射殺事件、あるいはこの間は品川区の駅構内における医師射殺事件。本来、銃器使用、PKOじゃございませんが、銃の使用につい

ては当然一定の規制もあるわけですが、最近では暴力団が使うというよりも民間にそういう銃器が流れている、こういう実態も出ております。

そこで、民間人に容易に銃が入手できるようなこういう深刻な事態に備えて今後どういった対策を講じられるのか、この辺について伺いをいたします。

○高島委員長 山名委員御承知だと思いますが、当委員会は付託された議案について審議をするようになつておりますことを、最初に議題を申し上げまして、審議を進めるということを申し上げてございます。

したがいまして、今大変緊急な問題でございますので、委員長としては特に質疑を差しとめはいたしません、そのことをお含みの上、どうぞ御質疑をお願いいたします。

○野中国務大臣 山名委員御指摘のように、最近、けん銃を使用した凶悪な犯罪が多発をいたしております。企業あるいは金銭強奪あるいは報道機関、そして先ほど御指摘になりました、去る十月二十五日には、ラッシュ時の駅構内において通勤途上の医師が射殺をされる事件が発生をいたしました。おかげで犯人検挙に至りましたけれども、まことに深刻かつ憂慮すべき情勢であると認識をしておるわけでございます。

警察といたしましては、けん銃の摘発を徹底をしますとともに、この種犯罪の防止に最大限の努力をしてきたところでありますけれども、かかる今日の情勢にかんがみまして、この問題が今日の治安上の最大重要課題であると認識をいたしまして、先般も閣議後の関係懇談会におきまして国家公安委員長として発言を求めまして、この種犯罪防止のために、内政審議室長を中心といたしまして、官房長官のもと、関係省庁の協力をいたいただきまして、総力を結集してこの連携を密にして諸般の施策を講じてまいりたい。

特に、先ほど御指摘のように暴力団から、暴対法の関係かと存じましても、民間に銃が流れ

ていくというような状況もありますし、どうしても海外からけん銃が入ってくるというものを水際で阻止しなければならぬという重要な課題もあるわけでございますので、今日、先般米関係省庁相寄っていただきまして、強力な施策を連携を保ちながら実施をしていくこととしておるところでございます。

○山名委員 ぜひ国民の安全確保のために御努力をいただきたいと思います。

若干残余の時間がございますが、あとの質問等につきましては留保させていただきます、これで質問を終わらせていただきます。

○高島委員長 これにて山名君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

税制改革に関する特別委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤
二 一 五 委員

理事 正

平成六年十一月九日印刷

平成六年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局